

令和4年 第4回(定例)高鍋町議会会議録(第3日)

令和4年12月19日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和4年12月19日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項の要旨	質問の相手	備考
1	16番 永友 良和	1. ヤングケアラーについて ①県の実態調査の状況は。 ②本町としての実態把握は。 ③学校生活への影響は。 ④教育委員会及び学校の対応は。 ⑤自治体としての支援体制は。	町長 教育長	
		2. 鳴野川における内水災害対策について ①台風14号における災害状況は。 ②災害発生の原因は。 ③水門操作の現状は。 ④今後の課題と対策は。	町長	
		3. 農家に対する災害基金の創設について ①台風14号の被害状況について。 ②県の被災産地営農継続緊急支援事業について。 ③町としての支援体制について。 ④災害基金の創設について。	町長	
2	7番 中村 末子	1. 持続可能社会を構築する政策の考え方を問う ①福祉政策についての考え方。 ○子育て支援するための施策(町長、教育長) ○お年寄りが元気で長生き出来る施策 ○農業者の安定経営の方策の考え方 ○これからの商業形態の在り方について ○災害時対応についての考え方 ○内水対策(町全般、特に鳴野地区の冠水問題) ○貧困をなくす対策について	町長 教育長	

		<p>○地域の繋がり作り、コロナ禍で壊れた地域づくりの再構築をどのように考えているのか</p> <p>○予算確保について（ふるさと納税、企業立地に係る固定資産税免除等）</p>		
		<p>2. 住宅リフォーム事業の考え方</p> <p>①空き家対策の考え方。</p> <p>②国の法律はどう変わるのか。</p> <p>③税務課での公売利用しての改善策は行っているのか。</p> <p>④住宅リフォーム事業があげられない理由は何か。</p> <p>⑤国富、西都などの調査は行ってきたのか。</p>	町長	
3	1番 日高 正則	<p>1. 台風14号の被害状況及び支援について</p> <p>①台風被害状況を見ておられるが、どのように思っておられるか伺う。</p> <p>②本町の被害状況について伺う。</p> <p>③災害に伴う基金創設について伺う。</p>	町長	
		<p>2. カンショにおけるヒルガオハモグリガの被害について</p> <p>①町内の被害状況について伺う。</p> <p>②対策について、どのようなものがあるのか伺う。</p> <p>③周知について、どのように考えているか伺う。</p>	町長	
		<p>3. 町内特産品送料無料キャンペーンについて</p> <p>①新型コロナ感染症のため、売上が減少した町内事業者の窮状に鑑み、町内の特産品事業者支援する考えはないか伺う。</p> <p>②町内経済の活性化策として、登録店舗の店頭において、購入した特産品を町外へ発送する場合の送料を無料にする事業は考えられないか伺う。</p> <p>③御中元、御歳暮期間の取り組みは考えられないか伺う。</p>	町長	
4	5番 春成 勇	<p>1. 小丸川河川について</p> <p>①竹鳩橋現況について伺う。</p> <p>②台風14号で鳴野地区や老瀬地区が浸水したようだが、状況を伺う。</p>	町長	

		③台風14号では河川の増水により避難された人がいたようだが、避難場所の状況について伺う。		
		2. 新型コロナウイルス感染症について ①第8波では感染者が多くなっているが、町内の現状とその対応はどのようにしているのか伺う。 ②ワクチン接種について、現在の接種体制と今後はどうなのか伺う。 ③コロナ対応の避難場所はあるのか伺う。	町長	
		3. 駅舎及び駅周辺の事業について ①現在の進捗状況について伺う。	町長	
		4. 町道及び里道について ①9月議会で質問した、雲雀山地区で車がバウンドする横断側溝について意見を述べましたが、その後の検討はどうなっているのか伺う。 ②大平寺線の道路管理について伺う。 ③内野々・新山線の道路管理について伺う。 ④樋渡地区の里道の管理について伺う。	町長	

出席議員（14名）

1番 日高 正則君	2番 森崎 英明君
3番 橋 重文君	5番 春成 勇君
6番 兒玉 秀人君	7番 中村 末子君
8番 田中 義基君	10番 森 弘道君
11番 加藤 秀文君	12番 檜原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 古川 誠君	16番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君	事務局長補佐 井戸川 隆君
議事調査係長 橋本 由香君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	教育長	……………	島埜内 遵君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	野中 康弘君
財政経営課長	……………	飯干 雄司君	建設管理課長	……………	吉田 聖彦君
農業政策課長	……………	濱本 明俊君	農業委員会事務局長	…	杉 英樹君
地域政策課長	……………	日高 茂利君			
会計管理者兼会計課長	……………			……………	鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	鳥取 和弘君	健康保険課長	……………	山下 美穂君
福祉課長	……………	杉田 将也君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	渡部 忠士君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	岩佐 康司君			

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

ここで、議事の都合上、副議長に議長席を交代いたします。

○副議長（古川 誠） 再開します。

議事の都合上、私、副議長が議長に代わりまして、議事の進行を行います。

一般質問を行います。

まず、16番、永友良和議員の質問を許します。16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） 16番。おはようございます。傍聴席の皆様、早朝より、ありがとうございます。

まずは、先月行われました高鍋町議会議員選挙におきましては、5日間の間、大変皆様方にはお騒がせしたことを心よりおわびを申し上げます。4期目ではありますが、この場に立ちますと、改めて身の引き締まる思いでございます。

議長の立場ではございますが、通告に従いまして、大きく3件について一般質問をさせていただきます。

1件目は、本来なら大人が担う、家族や幼い兄弟の世話あるいは家事等を日常的に行わなくてはならない環境にあるヤングケアラーの問題についてであります。

この問題につきましては、以前にも質問が出ており、重なる部分もあるかもしれませんが、御了承いただきたいと思っております。

このヤングケアラーについては、今年の9月から県もこども家庭課を通して、実態調査

に乗り出していると思いますが、教育長は、この難しい問題に対して、どのように捉え、どのような考えを持っておられるのか、お伺いいたします。

2件目は、鳴野川における内水災害対策についてであります。

台風や大雨のたびに農家のハウスが浸かったり、持田団地周辺の道路が冠水したりするなど、そのたびに不安な、そして不便な生活を送っておられます。少しでも早い解決を願ひ、この質問を取り上げました。

3件目は、農家に対する災害基金の創設についてであります。

3年前にも、台風の塩害で、キャベツやお茶などが被害に遭いました。そのときも一般質問で支援を要望しましたが、残念ながら実現できませんでした。今回の台風14号では、染ヶ岡地区のキャベツだけでも前回の2倍以上が被害を受けました。また、ハウス農家の方々も、ビニールが破れたり、苗が水に浸かったり等の被害が出ております。

また、それに追い打ちをかけるがごとく、肥料や資材の高騰、コロナ禍による野菜価格の低迷、やっと国や県も動き出してくれていますが、耐えて耐えて耐えているのが農家の現状でございます。

このような現状を町長はどう捉え、どう考えておられるのか、お伺いいたします。

なお、1件目のヤングケアラーについての①から⑤、2件目の鳴野川の内水災害対策についての①から④、3件目の農家に対する災害基金の創設についての①から④及び詳細については、発言者席より行います。

○副議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆さん、おはようございます。お答えします。

まず、農家の現状をどのように捉え、どう考えているのかについてでございますが、台風14号におきまして被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

今回の台風14号は、接近前から非常に大きく強いとの情報でございましたので、甚大な被害が出るのではととても心配をしておりました。台風が過ぎ、町内の被害の状況を確認するため、私も各地域を回らせていただき、老瀬地区のハウスの冠水状況や染ヶ岡の畑の被害状況を確認したところでございます。それぞれ植え付けられた作物の苗は、植え直さなければならないとのことでした。

農家の皆様方には、今回の台風はもとより、コロナ禍における価格の低迷、燃料、肥料、資材の高騰と農業経営に関しまして、非常に厳しい状況であると考えているところでございますので、今回の補正予算では、このような状況を少しでも改善できるよう、農家1戸当たり10万円の給付金を計上したところでございます。ぜひとも、この給付金を積極的に御活用いただき、この苦しいときを乗り越えていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。おはようございます。ヤングケアラー問題についてですが、年齢や成長の程度に見合わない責任や負担を負うことで、本人の心身の成長や学びに影響があることが大きな問題であると捉えております。

子どもたちが小学校、中学校、それから高校へ通う時期は、社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う非常に重要な時期でありますので、適切な教育の機会を確保するために、関係機関と連携して、あらゆる支援を行っていく必要があると考えております。

また、そのような問題を抱える児童生徒を把握するには、先生のアンテナの広さ、観察力が決め手になりますので、研修などによって把握する力をつける機会を設けたいと考えております。

以上です。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） 16番。それではまず、1つ目のヤングケアラーについて質問をさせていただきますが、まず9月から、これは宮崎日日新聞に掲載されておりましたが、9月から県がこども家庭課を通じて3万人を対象に実態調査をするというふうに載っておりましたが、本校も小中4校ずつありますけど、この実態調査については高鍋町の学校にも依頼があったのかどうか、それと県の実態調査の状況は、もう3か月がたちますが、どのような状況なのかお伺いたします。

○副議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。県が行いました実態調査についてでございますけども、今年の8月の終わりですけども、県教育委員会を通じて、県のこども家庭課のほうから、町教育委員会に対して依頼がありました。

今回の調査は、小学5年生、中学2年生、高校2年生、それから学校が調査対象となっております。

中高生対象の調査で申しますと、家族構成、健康状態、出席状況、遅刻や早退の状況、部活動への参加の有無、普段の学校生活の様子、悩みや困り事の有無、相談相手の有無、家族の中にお世話をしている人がいるかどうか、お世話の内容、誰とお世話をしているか、いつからお世話をしているか、お世話にかかる時間、お世話をしていることでやりたくてもできないことがあるか、お世話をすることにきつさを感じているか、助けてほしいことは何か、自分がヤングケアラーだと思うかといったことなどが調査項目となっております。

小学生向けの調査では、小学生にも理解できる言葉遣いで、中高生と同じような調査項目で構成をされております。

また、学校向けの調査では、ヤングケアラーという概念を認識しているか、ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握しているか、情報共有や対応の検討体制、学校以外の関係機関との連携状況、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用状況などといったことが調査項目となっております。9月の30日が回答期限ということになっておまして、現在、県のほうで集計作業が行われているところでございます。

以上です。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） 16番。今、詳しく担当課の課長から答弁がありました。このいろんな項目の今質問がなされたということですが、これはこういうプリントであったのか、ほかの方法であったのか、その辺りはどういうふうな形態で調査をやったのかが分かれば、お伺いいたします。

○副議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。タブレットを通じて、多分、回答だったと思います。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） 分かりました。

それでは、今、県のほうは、こういうふうに3万人を対象に実態調査を行っておりますが、本町としては実態調査は行われていないのかどうか、お伺いいたします。

○副議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。今のところ、町独自の調査というものは行っておりません。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） 16番。これ、去年の9月にこの質問をされた議員さんがおられました。そのときの答弁が、調査は行ってはいないが、児童生徒の状況は日常的に職員が観察しているというふうな答弁があったように思っておりますが、県との絡みもありますが、今、県も行ってありますが、町独自でこれから先、調査をするような意向はないのかどうか、お伺いいたします。

○副議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。ヤングケアラー問題は家庭内のデリケートな部分に関わることが多く、表面化しにくい問題であり、さらに、子ども自身がヤングケアラーであるということに気づいていないケースも多いと言われておりますので、子どもに対して直接アンケートを行う実態調査は非常に有効であるというふうに思っております。

今回、行われました県の調査は、小学5年生と中学2年生、それから高校2年生が対象と限定されておりましたので、福祉課のほうとも連携しまして、ほかの学年についても同様の調査を行うなどして、詳細な実態把握に努めたいというふうに思っております。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） ありがとうございます。ぜひ実態調査をしてもらって、町内のそういう家庭が本当にあるのかなのか、しっかりと把握していただくことが本当にありがたいなと思います。ぜひお願いしたいと思います。

それでは、もし、そのヤングケアラーの児童生徒、もしいたとした場合、学校生活の中で影響はどういうものが考えられるのか、お伺いいたします。

○副議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。手伝いの域を超える過度なケアが長期間続きますと、心身に不調を来したり、欠席や遅刻、早退が多くなったりするほか、授業中に居眠りをしてしまう、授業に集中できない、宿題や課題ができない、部活動に参加できない、忘れ物が多くなる、学校で一人で過ごすことが多くなるなど、様々な影響があるものと認識しております。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） 今、課長が述べられた答弁の中身は、私が考えていたのともうほとんど同じ影響が出ているというような答弁でありましたので、もうこれ以上はここは聞きませんが。

そこで、学校及び教育委員会としてはどのような対応を考えておられるのか、例えば、ヤングケアラーだと思われる児童生徒に対して、学校では、また、教育委員会では、これから先、もし、そういう、把握できた場合、どのような対応をしようと考えられているのか、学校、教育委員会と、これ別々に、今、私、言いましたけど、同じ、ひっくるめて一つの答弁でも構いませんが、その辺りよろしくお願ひいたします。

○副議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。学校は日常的にヤングケアラーと関わる可能性がある立場でございますので、まずはそのことを先生方にしっかり認識してもらって、早期発見に努め、ヤングケアラーと認められる児童生徒があった場合は、健康状態や生活環境などについて調査・把握し、ほかの様々な事案と同様に、教育委員会に報告してもらう形になるものというふうを考えております。

教育委員会といたしましては、スクールソーシャルワーカーを活用した家庭への働きかけ、スクールカウンセラーを活用した対象児童生徒の心理的なケア、適切な関係機関との情報共有、具体的な支援策の検討などを行うこととしております。

先ほど教育長の答弁にもありましたけども、先生方を対象にヤングケアラー問題に対する研修を行い、正しい理解を深めていく必要がまずあると思っております。

以上です。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） 今、答弁があったように、やっぱり先生方に対する研修等も、私も本当に必要じゃないかと考えております。

今、課長の答弁の中に、スクールソーシャルワーカーあるいは昨年の中にも出てきました家庭支援センターみらいなども連携してと、そして、今の答弁の中に適切な関連機関という言葉が出てきておりますが、その適切な関連機関というのは、どういう機関なのか、お尋ねいたします。

○副議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。適切な関係機関についてでございますけれども、全国的には、このヤングケアラー問題の、ヤングケアラーの支援につなぐための窓

口が明確でないことが大きな課題となっているところでございます。

幸い本町には、今、議員が申されましたとおり、子ども及び家庭に関する総合相談を行う機関でございます、子ども家庭相談支援センターみらいが設置されておりますので、最初にこちらのほうと情報共有をいたしまして、その後、そのケースに関わることが有効だと思われる機関を交えた調整会議を行っていくものになるというふうに思っております。

以上です。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） 今の答弁の中にもありましたが、そのほかにも、やっぱりいろいろな家庭の状況等に応じてなんですが、医療機関とか、介護機関とか、そういうところとも連携していかなければならなくなることもあるんじゃないかなと思っておりますので、そのときは、その辺りとの連携もよろしくお願いいたします。

学校現場としては、先ほど課長や教育長の答弁の中にもありましたが、本当に介入しづらい問題であると、本人が話したとらないと、やっぱり中学生、高校生になると、なかなか話したくないような、ちょうどそういう年代でもありますので、そういうところもありますので、実態把握の難しさを嘆く声もいろんな学校では、関係では、聞かれているんじゃないかなと、そこ辺もあると思いますが、そういう発生、もし、そういうのが、家庭があったと、本町には本当はないように願っているんですが、あった場合、自治体としての今度は支援体制はどのようなことを考えられるのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（古川 誠） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。町として、どのような支援ができるのかについてでございますが、先ほどから議員もおっしゃいますように、ヤングケアラーの背景には、障害や病気を抱える家族の介護、独り親家庭における家事や家計の問題など、子どもを取り巻く環境の様々な要因が複合的に絡み合っていると考えられています。また、家庭内のデリケートな部分に関わることが多く、表面化しにくい問題でもあります。

町においては、各種の相談を世帯全体として広く捉え、子どもが潜在的に抱える課題を引き出し、その状況に応じた支援を行う必要があると考えております。

本年度から重層的支援体制整備事業に移行するため取組を進めているところであり、福祉、介護、医療、教育など、包括的な相談支援体制を強化し、子ども本人に対する適切なケアや各種サービスの提供に努めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） 今、福祉課長から答弁がありましたが、本当に温かい、そういう支えの気持ちが感じられる答弁であったと思いますが、実は先日16日の、これも宮崎日日新聞に、北海道の帯広三条高校の女性の生徒が、放送部の、同じ、その当時3年生であった男子生徒の母親が、母子家庭なんですけど、難病であります、何ですかね、ALSですかね、筋萎縮性側索硬化症という病気なんですけど、それにかかっておられて、母親も

まだ40ちょっとで若いようなんですが、若かったらしいんですが、その母親を男子生徒が患病する姿を100時間にわたって取材をしたと、女子高生がですね、それを8分間にまとめたビデオを公開したところ最優秀賞をもらった、これ、賞をもらうためにやったんじゃないと思うんですが、そういう新聞を読んだときに、やっぱり、何とかな、やるせなさを物すごく痛感するんですけど、これは私だけじゃないと思います。そういう想像しただけでやっぱり大変だなというふうに思っております。

そういうことで、本町には、そういう家庭が調査の結果ないことを強く望むんですが、もしSOSを発信される家庭があれば、支援を求めたい家庭があれば、ぜひとも素早い支援を町としてもやってあげられるように、今後、そういう体制づくりをしっかりと整えておいてほしいと思います。

それをお願いして、この質問は、それと、ちょっとこれ、例を挙げますと、既に宮崎市では、「カモミル」といって電話による相談窓口、これがもう始まっております、既に。これはヤングケアラーかもしれないの「カモ」と、それを見守るといので「ミル」、
「カモミル」というふうに呼ばれている相談窓口であります。これ、宮崎市で行われております。

それと、埼玉県では、小学生に分かりやすい冊子と困っていることを書くカード、こういうのを配布して、いつでも書けるように体制を整えているということでした。

それと、群馬県の高崎市では、そういう家庭が、希望する世帯に対して、SOSを出して支援してくださいという家庭に対しては、ヘルパーを派遣するSOSサービス事業を始める予定であると、群馬県高崎市は、そういうふうなことが、記事が載っておりました。

また、厚生労働省においても、学校や自治体などが連携して支援するためのマニュアル、これ80ページほどらしいんですが、これも現場での取組事例などが掲載されておまして、学校の先生たちにも、物すごく参考になる80ページのマニュアル本だということじゃないかなと考えております。

このことを紹介して、それと特に中学生、高校生になると、家庭の状況を知られたくないなど、表面化しにくいこれ問題であります、県も実態調査に乗り出した今、やっぱり町も、先ほどいい答弁がありました、実態調査をぜひこの機会に行ってほしいと思います。

周りの大人に声をかけてほしいという子どもたちもいるかもしれません。ですから、福祉、医療、介護、教育の機関が重層的に連携を取り合って、この問題に地道に取り組んでいってもらうことを心よりお願いいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、鳴野川における内水災害対策についてであります。

今回、このことに関しては、私も含めて、議員さんたちが5名ぐらい何か質問されるようですが、それほどやっぱりこれに関しては関心が高いんじゃないかなと私も痛感しておりますので、そのことも踏まえて質問をさせていただきます。

まず、今回の台風14号における、この鳴野川の内水被害の被害状況はどのようなもの

があったのか、お伺いいたします。

○副議長（古川 誠） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。鳴野持田地区におきましては、住宅の浸水被害はございませんでしたが、介護施設の浸水、道路や農地の冠水が発生しております。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） 私も見に行かせてもらいましたが、ハウスの浸水、冠水ですね、とかもありましたし、これ、町長も見に行かれたと思うんですが、ハウスが冠水したことによって、加温機が倒れて、その倒れたときに重油のパイプが折れて、重油があふれ出したハウスもありました。

それと、今、家屋の浸水はなかったんですが、実際、一番水門の近くというか、鉄橋の近くの鳴野の方なんですけど、もうあわや床下浸水になりかけたところもあったようでございますが、そういうふうには、台風のたびに、あるいは大雨のたびに、この川の近くの農家の人たちが大変被害に遭っている状況が、最近雨もひどく、激しくなってきましたので、ちょくちょく鳴野川があふれることが多くなっていると思うんですが、実際、この鳴野川はどこの管轄だったか、ちょっと確認いたしたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。鳴野川自体は県の管理となります。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） 鳴野川、狭いんですけど、管理が県なんですよね、あそこは。ですから、県とのいろいろな連携も取っていかなくちゃいけないと考えますが、この災害発生のみならず一番の原因はどういうことから起こるのか、そこをちょっとお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。今回の場合ですが、9月18日に小丸川の河川の水位が上がってまいりました。16時20分の干潮時に、既に、小丸川から鳴野川への逆流が確認されました。その後、満潮を迎えることから、鳴野水門の閉鎖を行いました。水門を閉めたことで、鳴野川の自然排水ができないため、鳴野川の水位が上がり、災害が発生したと考えております。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） 大体そのパターンが、大雨、台風のときはほとんどだと考えますが、その水門の、今、閉めたことによってという答弁でありましたが、実は、この前、これも新聞に載っていたんですが、延岡の三須町ですかね、三須町ですね、あそこも14号で水門を閉めておらずに、逆に、大瀬川の水が用水路に入り込んで、50棟ぐらいの家が浸水したという記事が載っておりましたが、この水門操作の状況を、その水門操作がやっぱり大変大切になってくると考えるんですよね。この水門操作は、今、どういう状況で行われているのか、お伺いいたします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。国から水門操作管理の委託を受けておりまして、鳴野水門、持田水門、古川樋管の3か所と、宮田川水門、古港樋管、宮田川樋管、中鶴樋管、宮田川第2樋管の5か所に分けまして、2つの建設業者に水門の操作管理をお願いしているところでございます。

また、台風14号の水門操作につきましては、9月18日の13時30分頃の停電のために、水位計が計測できませんでした。水位計を目視で確認を1時間ごとに行っておりまして。先ほど言いましたように、16時20分に小丸川から鳴野川への逆流が確認されたため、水門を閉めたところでございます。停電が続いており、発電機も作動しなかったために、9月19日の朝5時に手動にて開門を開始したところでございます。7時半に発電機が復旧したことによって、発電機で開門を開始したところでございます。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） 分かりました。今、停電で今回は水門の開け閉めが、水門を開けるのが遅れて結局はもう手動で行ったと、そのことも重なって鳴野川の水があふれたということだろうと考えますが、潮の満ち引きとも、これは水門、十分関係があると考えられますが、この水門操作次第で、例えば、もう停電というのは台風のときはやっぱりこれ予想しておかなくちゃいけないと私は考えますが、そういうことも考えた上で、予想した上で、この水門の操作次第では、このような被害が起こらないのかどうか、そこをちょっとお聞かせ願います。

○副議長（古川 誠） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。水門の操作は、内水と外水の水位差によって水門の操作をいたします。外水、川のほうですね、が高く、水門を閉めた状態では自然排水ができませんので、強制排水がないと内水の被害が起こることがございますので、水門の操作だけではなかなか被害を妨げることは難しいと考えております。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） 分かりました。操作だけではなかなか難しいという、今、答弁でありました。

そこで、やっぱりこの水門の操作に関しては、小丸川が国、鳴野川が県の管轄でありますので、県や国とも、そういう水門の関係で、研修会等もされているとは思いますが、今後必要じゃないかなと考えます。今後の、じゃあ、この被害に対して、水門操作等も全部含めて、課題と対策はどのように考えていくおつもりなのか、お伺いいたします。

○副議長（古川 誠） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。今回、停電と発電機の不具合により、水門を開けるのに時間がかかったため、日頃の点検を見直したところでございます。

水門を閉めた場合、強制排水でないと内水の被害は起こりますので、移動式ポンプ等の設置を国、県に、今後、要望してまいりたいと考えております。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） ありがとうございます。移動式ポンプをとすることを考えておるといふ答弁でありました。

宮越樋管がもう大きな排水機場ができて、大変これが活躍している状況でありますので、もし、どうしてもそのときは、できれば、また国や県に要望して、小さな排水機場でもと考慮しておりましたが、その移動式ポンプで解決できるのであれば、それで十分だとは考えませんが、町長も、あのとき現場に、あの後、来られて視察されましたが、あの状況を見てどういふふうにおもわれたのか、お伺いいたします。

○副議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。台風で被害を受けられた皆様に心よりのお見舞いを申し上げます。鳴野持田地区のハウスなどを視察いたしまして、被害が甚大だったと感じております。今後、被害が軽減されるよう、対策を強化してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） ありがとうございます。ぜひ、この鳴野地区、持田地区の皆さんが、大雨や台風の際にも安心して、そして生活ができる体制づくりをお願いしたいと考えております。

次に、3つ目に移ります。

農家に対する災害基金の創設についてでございますが、今回の9月の台風14号の被害状況について、どれくらい把握されているのか、お伺いいたします。

○副議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。今回の台風14号の農作物等の被害についてでございますが、キャベツやトマト、ピーマン、キュウリ、ハクサイなどの野菜、果樹の被害がまず35件、被害面積にして約23ヘクタール、畜産の被害が1件、ビニールハウスなどの園芸施設被害が119件、牛舎、豚舎、鶏舎などの畜産施設被害が73件、ハウス加温機などの農業機械被害が6件となっております。

被害総額につきましては、8,018万7,000円と試算をしております。内訳といたしましては、野菜・果樹が1,140万7,000円、家畜が75万円、園芸施設が3,990万5,000円、畜産施設が2,594万9,000円、農業機械が217万6,000円と試算しております。

以上です。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） 大変詳しく調査をしていただきまして、ありがとうございます。

私も、染ヶ岡地区のキャベツにつきましては、一件一件電話をいたしまして調べております。先ほど壇上でも言いましたが、3年前の9.2ヘクタールの被害に対して、今回は、私の調査をしたところでは24件分で、キャベツですけど、被害面積が21町です、大まかにいいますと、それぐらいの被害がっております。ハウス農家も、全部じゃない

けど見て回ったんですが、私の調査した分では10件ぐらいが、私の見たときはビニールが破れたり、苗が冠水したりというのもあったんですが、今の課長の調査では物すごい数があったんだと、ちょっとびっくりしておるところでございます。

県が激甚災害の指定を受けまして、今回ですね、これは、本当、県が頑張ってくれたと思います。交付金によって設定された被災産地の営農継続支援事業、これが11月の30日から12月1日、2日の3日間、肥料高騰対策支援事業とともに、申請がこの役場にて終わりましたが、被災産地の営農継続支援事業の内容を再度お伺いしたいと思います。

○副議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。事業の内容についてでございますが、まず、目的としまして、台風14号により甚大な被害を受けた産地に対し、種苗等の生産資材の調達など、栽培再開や作物転換等に必要な取組を支援することにより、速やかな回復と営農継続を図るものでございます。

補助の主な内容につきましては、施設園芸作物の場合は、植え替えによる栽培の再開、作物を転換しての再開につきましては、10アール当たり15万円、植え替えをせず栽培を再開した場合は、10アール当たり8万円、露地作物につきましては、植え替えや種のまき直し、作物を転換して作付した場合に、10アール当たり2万円が補助されることがとされております。

以上です。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） ありがとうございます。ほかの議員の皆さんも知っておいてほしかったので、あえてお伺いいたしましたが、この前の補正予算、今現在、補正予算にも上がっておりましたが、6月に申請があったときは申請が少なかったということですが、今回のこの申請については、どういう状況であったのか、お伺いいたします。

○副議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。申請状況につきましては、12月16日現在でございますけれども、件数が49件でございます。その内訳でございますが、施設園芸が18件、露地野菜が31件となっております。

以上です。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） これはもうほとんどの、被害に遭った農家さんたちが申請が終わったというような感じに受け取ってよろしいのでしょうか。漏れはないのでしょうか。

○副議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。先ほど議員が、3日間の申請あったんですけれども、その後に漏れがないかどうか、再度、申請がされていないような農家さんのところに再度通知を行いまして、申請があるかどうかの確認ということで、先ほど16日現在と言ったんですけれども、その後、しまして、6件追加で申請がありましたので、そ

の後、あとはもう確認は取れているのかなというふうには感じております。

以上です。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） ありがとうございます。それも入れて49件ということですよしいんですね。分かりました。

それでは、私もいろんなそういう支援金等を、ほかの町のことも調べましたが、もうあえてここで私はもう申し上げません。というのも、本町も今回の補正で、先ほど町長の答弁にもありましたが、被害に遭ったビニールの処理費、これも組んでくれておられます。それと、昨年100万円以上の販売実績があった農家に、一律10万円の支援が提案されています。この予算が可決されれば、全ての農家さんたちにとっては大変ありがたいというふうに考えております。

また、先ほど県の被災産地営農継続支援事業の内容と申請の状況をお聞きしましたが、台風で被害に遭った野菜に対しても、県が、これ、初めてですが、私、農家始めて初めてのことなんです、露地野菜にも2万円のそういう支援金を実施してくれることになりました。

実は、私、3年前にも台風の塩害で、先ほども言いましたが、キャベツやお茶など9.2ヘクタール程度が被害に遭った、この一般質問で要望しましたが、残念ながら、これは実現できませんでした。

今回、14号で3年前の2倍以上と先ほど言いましたが、この被害を受けた露地農家さんたちに対して、県は2万円、そういう補助をしてくれておりますが、町としては、例えば、10アール当たり1万円とか、今からでもするよな、見舞金ではありませんが、そういう考えはないのか伺います。

○副議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。現在のところ、そこも含めまして、今回の10万円で何とか対応いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） 分かりました。もうあまりこれはしつこく言わないようにしておきます。

この10万円というのは、本当に、今回、高鍋町も頑張ってくれたなと考えておりますが、これはちょっと厳しいことを言うかもしれません。町長も聞いておられて厳しいなと思われるかもしれませんが、今までは、農家の人たちの声は、実際の声は、高鍋町は、農家にはいろんな被害が出て何にもないという声を今まで聞いてきています。今回、こうやって10万円の支援をしていただいたことに対しては、本当にありがたいなと考えております。

そこで、これからも起こり得る、こういう台風の災害とかに対して、私は、当初予算に、

ぜひこの農家に対して、インフラは別として、道路とか、農家さんたちに対するその災害基金の創設をしておくべきじゃないかと、ぜひと考えるんですが、どうでしょうか。

○副議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。議員が言われますとおり、今、台風の被害なりは大変大きなものとなっておりますので、農業政策課といたしましては、どのような対応ができるのか、また今後、どのように農家さんが、どういった支援が必要なのか、そういったところを考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

○副議長（古川 誠） 16番、永友良和議員。

○16番（永友 良和君） ぜひこれは農家さんたちが望んでおられることだと思います。肥料や飼料、資材の高騰に加えて、本当に毎年、もう最近では毎年起こると言ってもいい、台風や大雨による被害が起こっておりますが、農家の皆さんは決して満足を望んでいるわけではありません。満足しなくていいです。でも、どうか本当に3万円から4万円かかった、10アール当たり、それに対して1万円でも、そういうときにお見舞金として支援をいただければ、絶対、農家の皆さんたちは、ありがとうと感謝の気持ちが必ず出てくると私は思っておりますので、その辺も含めて、どうかこれからも農家の皆さん方に対して、安心して経営が持続できるような体制づくりを考えていってほしいことを切に願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（古川 誠） これで、永友良和議員の一般質問を終わります。

ここで、マイクの消毒及び議長の交代のため、暫時休憩をいたします。10分休憩の後、再開を10時55分とします。

午前10時46分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。その前に、古川副議長、ありがとうございました。御迷惑をおかけしました。

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、7番、中村末子議員の質問を許します。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。おはようございます。ロシアのウクライナ侵攻から派生した燃油及び小麦生産の世界一、二位が輸出できない状況であることから、食料品の値上げがめじろ押しです。

日本では、貧富の差がますます広がりを見せ、電気料金値上げなどに対する国支援を行うという事態にまで発展してきております。今回の高鍋町議選挙の中で一番感じたのは、世の中の世情を受け、これからどうなるのかの金銭的不安をはじめ、多くの課題があることが理解できました。その中で、幾つかをしっかりと取り上げ、私自身の公約実現に向け

て一般質問を行いたいと思います。

それでは、日本共産党の中村末子が持続可能社会を構築するための生活政策をお聞きし、町政運営のかじ取りをどのように考えておられるのか、町長及び教育長のお考えをお聞きします。

福祉政策についての考え方はどうでしょうか。子育て応援政策はどうでしょうか。児湯5町では給食費ゼロ、子ども医療費高校生まで一定の支援もしくはゼロなどがあります。高鍋町で実現できない理由は何か、お伺いしたいと思います。

コロナ禍にあり、地域のつながりが切れてきました。介護では、居宅介護者から何とかおむつ代の支援をお願いできないかと、介護保険の介護度が上がれば利用料が上がるので、利用回数を減らすべきか悩んでいる方がたくさんおられることが分かりました。介護保険の仕組みではどうなっているのでしょうか。

台風14号の農業被害の実態はどうだったのでしょうか。先ほどの議長の永友良和議員の答弁でもありましたけれども、大変な被害があったようです。新富町では、ハウスのビニール処分については、一般廃棄物として処理できると打ち出したようです。高鍋ではどうでしょうか。農業被害の実態はどうなっているのでしょうか。その対策及び燃油、飼料、肥料高騰で、高鍋の農業はどうなるのでしょうか。実態を踏まえ、これからの指針を示していただきたいと思います。

商店街は寂れる一方です。高齢化して後継ぎのいない商店は、廃業するしか道はありません。商店街の対策はどのように考えているのか、基本構想をお聞かせ願いたいと思います。

宮越の排水機場が完成し、台風14号では、運転していただいたことで、小丸出口、宮越、大池久保等の冠水はなく、本当に喜ばれておりました。2005年の台風14号の教訓から、2007年には、みなし法によって、小さなポンプでしたが設置していただきました。それから17年の歳月をかけ、共産党の政府交渉の中で粘り強くお願いしてきた結果として今があると、排水機場を見て本当に涙しました。

しかし、その一方で、鳴野地区の農業用地が冠水しました。地域の方から状況を聞いたところ、内水と潮の状況を考えてではなく、水門は閉ざされたままだったと聞き及んでおりますが、どうだったのでしょうか。冠水したことによる加温機からの重油流出による問題点は何かお伺いします。

鳴野地区の方が電話して、ようやく水門を開けてくれて、家の中までの浸水は免れたと言われました。水門操作に問題があったのか、それともほかに原因があったのか、詳細な説明を求めます。

貧困対策、地域のつながりづくりはどうなっているのでしょうか。いろんなことを要望しても、予算がなければ、絵に描いた餅となりますが、予算確保はどうなっているのでしょうか。

詳細については、発言者席からお伺いします。

空き家対策については、どうでしょうか。国の法律はどう変化するのか。固定資産税について、空き家などの固定資産税、きちんと納税されているのかしらの疑問がありますが、どうでしょうか。今後、特定空き家などについて法律はどうなっていくのでしょうか。説明を求めます。

今、イノベーションとか言われ、いわゆるリフォーム事業について、町内業者の方から、空き家も多いが、西都などのようにリフォーム事業への補助はできないかとの声が上がりました。その理由の一つに、新築事業に関して、県内大手業者の参入によってほぼほぼ仕事が取れなくなってきたそうです。住宅リフォーム事業はどうして予算化できないのか、内部検討はしてきたのか、詳細な説明を求めます。

ほかの質問事項については、発言者席から行います。

最後に、町長にお伺いします。

議員は一般質問を自分で作り上げ、執行部からの答弁の後も自らが組み立てて質問を展開しなければなりません。町長は自らが答弁書を作成し、この場に臨んでおられるのかお伺いして、登壇しての質問は終了したいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず、持続可能社会を構築するための政策についてでございますが、3月議会において、お示しさせていただきました施政方針に基づき、鋭意取り組んでいるところでございますが、今年度は主に、宮越排水機場の完成によるレジリエントタウンの推進、高鍋・木城有機農業推進協議会を核とした緑の食料システム戦略に基づく有機の里づくりの推進、健幸アンバサダー養成によるスマートウェルネスシティ健幸都市づくりの推進、SDGs未来都市の選定を目指すことによるSDGsの推進等に取り組み、持続可能社会の構築を図っているところでございます。

福祉政策に関しての考え方につきましては、以前の議会でも述べておりますとおり、福祉とは、豊かさ、幸せのことに捉え、全ての人が幸福になるための社会的援助を提供する理念を示す言葉であり、その理念の下に、基本的には、国の社会保障制度や法律があり、それに即した施策を進め、町民の皆様を幸せにしていくことが私の責務であると考えております。それと同時に、将来を見据え、常に社会の変化を捉えていかなければならないと考えています。

日本は今、急激な人口減少社会、拡大、成長のない時代を迎えており、今後は若年層に対する福祉や社会保障制度が充実し、出生率も高い北欧型の定常型社会の実現を目指し、社会保障制度はシフトしていくことになると考えます。

こうした社会情勢を踏まえつつ、本町においては、子ども、高齢者、障害者など、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、取組を進めているところでございます。

子育て応援政策としては、その取組につきましては、子どもたちが健やかに育つ環境の充実、子育て家庭を支える環境の充実を目標に、子ども・子育て支援新制度に基づき、保育所や認定こども園、放課後児童クラブにおいて、子どもの年齢や親の就労状況に応じた保育サービスを提供して、仕事と育児の両立を支援しております。

また、児童の健全な発育の促進と子育て世帯の経済的負担軽減のため、子どもの医療費助成制度において、中学生まで無償化を拡充しております。

そのほか、妊娠、出産、育児期の切れ目のない相談支援を担う母子健康包括支援センターオヤトコ、家庭におけるあらゆる相談の総合窓口である子ども家庭支援センターみらいなど、子育てに関する悩みや不安に寄り添う相談支援体制の充実を図ってきたところでございます。

また、本年度、事業開始した「まちなかコラボ」において、不登校やひきこもり、経済的に厳しい状況に置かれた独り親家庭など、困り感のある子どもたちが安心して過ごせる場所の提供として、子どもの居場所づくり事業を実施しております。

今後の地域の子育てニーズに応じた子育て支援施策を展開し、地域社会全体で子どもを育てるまちづくりの推進に取り組んでまいりたいと存じます。

子どもの医療費助成事業の高校生までの拡充につきましては、高校生までの無償化する際に必要となる費用を現在の中学生分の医療費相当と想定した場合、新たに1,500万円程度の財源が必要になると見込んでおります。

医療費助成制度の原則として、持続可能で安定的かつ公平な仕組みであること、負担能力に応じた適正な利用者負担の考え方など、限られた財源を活用する合理性が確保される必要があります。

現在、子どもの医療費助成事業には、県費の乳幼児医療費補助金、国費の再編関連訓練移転等の補助金の財源がございますが、不足する分については、ふるさとづくり基金を活用しておりますので、町の財政状況も考慮し、導入可能な仕組みについて、引き続き検討してまいりたいと存じます。

介護保険の仕組みにつきましては、高齢者の介護を社会全体で支え合うという仕組みで、40歳以上の方に納めていただく保険料と、国、都道府県、市区町村の負担金を財源とし、介護を要する状態となっても、できる限り自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護サービスを提供する仕組みです。

おむつ代の支援につきましては、第8期高鍋町介護保険事業計画に基づき、高鍋町在宅介護用品支給事業において、支援をさせていただいているところでございます。

また、介護保険サービスは、利用料の1割から3割を支払うことで利用でき、自己負担が重くなったときや所得の低い方には負担を軽減する仕組みもございます。

農業用ハウスのビニールの処分につきましては、本町では、通常の農業用廃プラスチック収集での対応としております。

永友議員の一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、処理費用につきましては、

助成を行うこととしております。

今回の台風14号の農業被害につきましては、野菜・果樹被害、家畜被害、園芸施設被害、畜産施設被害、農業機械被害で合計234件の被害の報告を受けております。その対策につきましては、台風の被害や物価高騰によりまして、農家の皆様には大変な御苦労があると考えていまして、1戸当たり10万円の給付を行うことといたしました。

これからの農業につきましては、効率的かつ安定的な経営を目指す農業者に対して、県や農協などの関係機関と連携し、農業者が主体性を持って、自ら農業経営の将来についての選択、判断ができるよう、町としての支援をしてみたいと考えております。

商店街対策につきましては、高鍋みらい戦略、第6次高鍋町総合計画では、まちづくりの基本目標の一つに、地域資源を生かした活気あふれるまちづくりを掲げ、その中の目標の一つとして、商店街の活性化を図ることとしております。これらの目標の達成のためにも、議員の御指摘の事業承継に係る第三者承継等支援事業をはじめ、空き店舗等活用にぎわい創出支援事業、魅力ある商店街形成支援事業、商品開発支援事業、地域商業活性化イベント支援事業、創業支援事業などを実施しているところでございます。

鳴野地区の水門現場の状況及び水門操作等につきましては、9月18日の16時20分の干潮時に、小丸川から鳴野川への逆流が確認され、その後、満潮を迎えることから、水門の閉鎖を行っております。

18時頃に、暴風雨のため、職員は水門から一時退避いたしました。その後、何度か現場へ確認に向かおうとしましたが、暴風雨により断念をいたしました。23時の河川水位ピーク時に何とか現場へ行き、目視により河川の水位が高いことを確認しております。

水門の開放につきましては、倒木の撤去対応等に追われ、風雨が収まった9月19日の午前5時に鳴野水門へ向かったところ、既に河川の水位が下がっておりますので、開放作業を行ったところでございます。

重油流出による問題点につきましては、農地がどのような状況で作付が可能であるのかということになりますが、すぐに国会議員が現地の状況を視察されたこともあり、農林水産省と分析機関の職員が直接現地に来られ、田畑の土を採取し、現在、土壌分析を行っているところでございます。現場での分析機関の職員の話によりますと、土壌を採取した感じでは、あくまで見立てですが、耕作に大きな影響はなさそうという所感を持っておられたと聞いております。

貧困対策や地域とのつながりづくりにつきましては、ふれあい総合相談や生活福祉資金の貸付事業、子ども宅食のお膳部、フードバンク、家電品のリサイクルなど、高鍋町社会福祉協議会と連携し、支援を進めているところでございます。

また、子どもの居場所として設置しましたまちなかコラボにおいて、定期的に子ども食堂を実施しております。まちなかコラボでは、多様な地域住民の関わる地域づくりの拠点として、徐々に支援活動への参加者が増加しております。今後、2か所目、3か所目の拠点を整備し、地域のつながりづくりの取組を進めていきたいと考えております。

予算確保につきましては、限りある財源の中で、全ての施策を推進することは困難でございますので、選択と集中の観点から、真に必要な事業に、重点的・効率的に予算配分を行い、また、後年度に過度な負担を残すことのないよう、健全で持続可能な財政運営に取り組んでいるところでございます。

次に、空き家などの固定資産税の納税状況についてでございますが、空き家に特化した納付状況につきましては、把握しておりません。特定空き家の法律につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市町村長が特定空き家等の所有者等に対して、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を取ることを勧告した場合は、当該特定空き家等に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることとなります。

地元商品券を活用した住宅リフォーム事業につきましては、住宅リフォーム事業の実施について検討はいたしました。本年度は、消費喚起事業として、2種類のプレミアム商品券発行事業、キャッシュレスポイント還元事業を実施することとしたところでございます。

地元商品券を活用した住宅リフォーム事業につきましては、来年度以降の消費喚起策を検討する中で、予算額、事業効果なども勘案しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、一般質問の答弁についてでございますが、一般的には、御質問の要旨に基づき、担当部署と協議しながら、その内容を決めております。ただし、私自身の思いや考えを問われている場合などにおいては、私自らの言葉で答弁をいたしているところでございます。

○議長（永友 良和） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。持続可能な社会を構築する教育行政のかじ取りについてですが、新学習指導要領に初めて前文が設けられ、従来どおり個々の成長を重視しながらも、新たに社会人としての役割が加わりました。これは、まさにSDGsを推進しようというものだと考えています。

近年の学校教育環境につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を行いながらの教育活動、施設の老朽化への対応、教職員の働き方改革の推進、GIGAスクール構想推進、不登校児童生徒への自立支援、関係機関と連携した貧困対策及び教育格差の是正、コロナ禍で停滞したコミュニティスクール活動の活性化、そのほか安全対策、学力向上、教職員の資質向上など、様々な課題が山積していると認識しております。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、家庭訪問の未実施、運動会、音楽祭、学習発表会の規模縮小、部活動の大会中止等、様々な学校行事に影響が出ております。

今後、コロナと共存の時代に変革していく中、学校行事、家庭と学校のつながり方等の見直しも進めていく必要があると考えております。

教育委員会といたしましては、令和3年3月に改訂いたしました高鍋町教育大綱に基づき、教育を取り巻く状況の変化に随時対応しながら、高鍋町の教育理念である「心豊かな

人が育つまちづくり」の実現に向け、あらゆる施策を展開し、子どもたちの健やかな成長を実現していく所存でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

.....
午前11時19分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。私は質問について打合せを行い、当然、発言者席からの質問についても打合せ済みですので、町長以下、議場におられる課長は、当然、担当者からの答弁書をお持ちですが、町執行部からの答弁書がない私は、この場において、突然切り返しの質問を展開しなければなりませんので、あらかじめ不規則発言も出てくることは御了承願いたいと思います。

それでは、現在の町財政運用はどうでしょうか。経常収支比率及び公債費比率に関してと基金状況に関して答弁していただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。まず、配付した資料を御覧ください。

まず、経常収支比率についてでございますが、経常収支比率とは、地方税や地方交付税、地方譲与税、各種交付税金などの経常的な一般財源が人件費や扶助費、公債費等の経常的な経費にどの程度充てられているかを示す指標で、財政構造の硬直度を表すとされております。

近年、本町では、経常的な経費に充当した一般財源等がおおむね4.5億円で、安定的に推移しているのに対し、経常的一般財源等は地方交付税の増減に伴い、大きく変動する場合もあり、結果的に数値や県内26市町村における順位が乱高下している状況でございます。

次に、実質公債費比率についてでございますが、実質公債費比率とは、公債費及び公債費に準ずるものの標準財政規模を基本とした額に対する比率を示す指標であり、地方財政法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に定められた数値に達すると、地方債の発行が制限されることもございます。

ここ2年、本町は、県内26市町村中最下位となっておりますが、数値自体は法律で定められた基準までには至っておらず、また、令和2年度、3年度と徐々に単年度の数値が改善され、好転の兆しを見せているところでございます。

以上のことから、現段階において、財政運営の健全性は保たれているものと判断しているところでございます。

最後に、基金の状況についてでございますが、基金とは、特定の目的のために財産を維

持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために、条例の定めに基づいて任意の設定されている資金または財産であります。

基金総額は、平成27年度に40億円、平成30年度に50億円を突破し、令和3年度末には約54億円となっております。

今後も、引き続き、確実かつ効率的な運用に努めるとともに、それぞれの基金の設置目的に即して、優先的に取り組むべき事業への活用も検討してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。これらを見ていただくと分かりますように、キャノン誘致からこっち、財政状況は非常に逼迫している状況です。町長はそうでないということを、この資料を見ておっしゃいましたけれども、給食費ゼロの道が開かれないのは、保護者を持ち出しての、保護者負担をするべきであると、学校給食法第11条、食材は保護者負担という法令を持ち出しての答弁ですが、これは絶対的なものではありませんが、どのように読み取っているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。議員が申されるとおり、本町におきましては、学校給食の実施に必要な経費の負担につきましては、学校給食法第11条の規定に基づき、給食費以外の経費につきましては、設置者である町が負担し、給食費についての負担を保護者をお願いしているところでございます。

ただ、この規定についての文科省の見解は、議員が今申されましたとおり、保護者の負担を軽減するために、設置者が学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止したものではないとされているところでございます。

この解釈に従いまして、今年度、本町におきましても、物価高騰対策の一環としまして、給食費の補助を実施しているところでございます。

本町の場合、生活が苦しい御家庭につきましては、就学援助制度の活用によって、給食費以外の就学費用も含めた形で支援を行っているところでございますけれども、学校給食を完全に無償化した場合、年間約8,500万円もの固定経費が必要となっておりまして、給食費に対する国の補助はございませんので、住民の皆様から頂く貴重な税金を主な財源として、未来にわたって負担していくこととなります。

さらに、本町の学校施設は老朽化が進んでおりまして、これから長寿命化改修を本格的に進めることとしておりまして、こちらの事業にもかなりの財源が長期にわたり必要なことが見込まれております。

食育を行うのに必要不可欠な学校給食におきましても、義務教育段階におきましては、教科書等と同様に無償化することが望ましいということは十分理解しておりますけれども、本町の財政状況では、国の関与なしで学校給食の無償化を実現することは、現段階では難しいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。町長にお願いがございます。ぜひ、国のほうで給食費、いわゆるこれについては、国でしっかりと支援をしていただきたいということを要望していただくことは可能でしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。給食費の無償化、議員のおっしゃるとおり、国が政策として実施していただくのが一番いいのではないかと私も思っておりますので、その点につきましては、国会議員の皆さん、お会いするたびにそのことは申し上げておりますので、さらにその意見をお伝えしたいと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） できれば、文書で明確に要望書を出していただきたいと思います。

私は、それでも財政逼迫の状況を隠して、給食費ゼロの実現が難しければ、少なくとも就学援助について、現在の生活保護基準1.1を見直すように要望してきましたけれども、これがなぜ実現できないのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。本町における就学援助の認定基準は、議員が申されるとおり、生活保護基準の1.1倍以内としておりますけれども、様々な御事情を考慮した上で、毎月開催されております教育委員会の中で、個別に認定審査を行っているところでございます。

県内の状況をちょっと申しますと、本町と同様に1.1倍以内としている自治体が多いのですが、中には1.2倍、1.3倍という基準を採用している自治体もございます。

さらに、全国の状況を申し上げますと、平成30年度の調査結果となりますけれども、本町と同じ1.1倍という数字を採用している自治体が約10%、1.2倍以下が12.6%、1.3倍以下が約40%、1.4倍以下が2.5%、1.5倍以下が9.7%となっております。全国的に見ると1.3倍という基準を採用している自治体が多くなっております。

このような県内や全国の状況、それから昨今の厳しい経済状況を考慮しまして、基準の見直しを早急に行いたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。早い段階で決定していただくよう要望したいと思います。

次に、生徒は、現在小学校6年生までが学童保育、いわゆる放課後対策事業の対象者です。対象児童は何名で、現在利用児童数は何名でしょうか。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。放課後児童対策の対象児童数についてでございますが、保護者の就労状況で対象の有無を判断しているため、把握できておりませんが、小学校に在籍する児童数は、令和4年5月1日現在で1,037人でございます。また、利

用児童数につきましては、令和4年12月1日現在で、登録児童数226人でございます。
以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。私は、保護者の方から放課後も子どもを預けて友達などの交流を大切にしたいのですが、1人4,000円の負担が大きく、やめさせざるを得ませんでしたと言われました。子育ての費用が重くのしかかっている状況がよく理解できました。

そこで、お伺いしたいと思います。1人4,000円の負担をゼロにすることは可能でしょうか。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。放課後児童クラブの利用料4,000円につきましては、直接児童クラブが収入しておりますが、国の実施要綱においても、事業実施に必要な経費として、保護者から徴収することが認められているものでございます。

利用料は、主に、児童に提供するおやつ代や教材の一部費用などに充てられておりますので、無償化する際には、利用料相当分の補填を含め、児童クラブとの協議が必要になると考えております。

協議においては、児童クラブの意向を踏まえながら、議員が申されました無償化のほか、利用料金の一部を助成する負担軽減や兄弟児童分の負担軽減などについて、他市町村の取組を参考にして検討したいと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 早急な対応をしていただきたいと思います。

この放課後対策事業に子どもを預ける家庭というのは、共働きの家庭、それから事業をされている家庭、農業者であって共に働いている家庭、いわゆる限定されております。そういうことから、児童数に関して本当に少ない児童なんですよ。この子どもたちが本当に放課後、ほったらかしにされない、そういう状況をつくっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

だから、私は、ほったらかしという言葉はちょっと失礼な言い方かもしれませんが、やはり家庭で面倒を見ると、どうしても親が目が離せない、そして、おじいちゃんおばあちゃんに預けるにしても、遠距離で預けなきゃいけない、来ていただかなきゃいけないという状況のある家庭については、非常に困難な状況があると思うんです。

やはり子どもをしっかりと育てていく、環境をつくっていくには、今、答弁があったように、これをちゃんと施設と本当に相談をしていただいて、一部助成をしたほうが本当にいいのかどうかということも含めて、保護者、そして施設側としっかりと話し合いをしていただいて、早急な返事をしていただいて、できるだけ負担が少ない状況をつくっていただければ、大変ありがたいなというふうに思っております。

次に、子ども医療費の件です。

高校生まで無料化実現できない理由は何でしょうか。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。子ども医療費を高校生まで無料化にすることが実現できない理由についてでございますが、福祉課所管事業の近況といたしまして、障害者等に係る扶助費の逦増や老朽化した教育・保育施設の整備事業が続いていることなどにより、福祉予算は年々増加しており、限られた財源の中、高校生までの医療費無料化など、子育て支援策の拡充に踏み切れない状況が続いております。

先ほど町長が答弁しましたとおり、持続可能で安定的かつ公平な仕組みや負担能力に応じた適正な利用負担の考え方などを踏まえまして、子育て支援策の拡充について検討してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。このことは、先ほどの給食費の問題と同様に、国に対して、子どもに対する、要するに、これからの世代をつないでくれる子どもたちに対する支援については、できるだけ町長のほうから文書において、宮崎県選出の国会議員だけでなく、国に対してしっかりと私は要望を出していただきたいと思いますが、町長はどのようにお考えでしょう。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） そのように、国会議員等に対して要望をしてまいりたいと考えます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。期待しております。

次に、介護を余儀なくされている方の要望です。

認知症で、どこでも失禁します。せめて、要介護度にかかわらず、紙おむつへの支援はできないのでしょうか。先ほどは、介護保険の在り方で、紙おむつの支給を言われましてけれども、私が要望をしているのは、介護度に関係なく、高鍋町で独自にいただきたいということを申し上げております。

年金は、国民年金で低く、施設介護となると、老後にと蓄えていた預金は5年余りで食い潰してしまいます。何とかありませんかの、悲痛な叫びが聞こえました。やはり、紙おむつをきちんとこちらのほうで見てあげることによって、少しは改善できると私は考えておりますが、どうでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。紙おむつの支給につきましては、現在の町の支給基準に該当していないことに対します御相談等を、こちらのほうで現在のところはまだ確認ができておりません。必要な家庭への支援はおおむねできているのではないかと考えております。しかしながら、今後、現在の支給基準では十分な支援ができないという状況が出てきた際は、支給基準の見直しも含めて検討をしてまいりたいと考えておりま

す。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 介護保険の内容をしっかりと答弁していただき、傍聴者へも資料を配付していただいております。そして、紙おむつの支給基準というのも先ほど答弁をしていただきました。

また、私が議員になった32年前に、私は入浴サービス職員であったことから、紙おむつ、介護手当の支給をお願いしました。翌年予算から実現いたしました。大変喜ばれたことを記憶しております。介護保険と関係なく、紙おむつ、介護手当支給はできないものか、居宅介護者の実態を述べていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。まず、紙おむつの現在の支給基準でございますが、高鍋町在宅介護用品支給事業実施要綱の御説明を少しさせていただきます。

まず、支給対象者は、町内に住所を有している要介護者を介護している、町内に住所を有する方としております。

支給要件と、それに応じた月額支給額は3つに区分をされております。区分1は、要介護4または5の要介護者及びその介護者の世帯が住民税非課税の世帯。この場合、月額6,000円。区分2は、要介護4または5の要介護者あるいはその介護者の世帯が住民税課税世帯の場合で、この場合が月額4,000円。区分3は、それ以外で、町長が必要と認める者の場合で、こちらが月額2,000円となっております。

次に、紙おむつにつきまして、先ほど申しましたが、現在の支給基準で十分な支援ができない状況が出てきた際の見直し等は、今後、検討してまいりたいと考えております。

介護手当につきましては、町長もお答えしましたが、介護保険が高齢者の介護を社会全体で支える制度でございます。介護が必要な方はもちろん、介護する方も支えるため、真に必要な介護サービスの利用も検討していかねばと考えております。

居宅介護者の実態でございますが、令和3年度の居宅介護、介護予防サービスの受給者は延べ6,716名でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今、答弁のあった中、3番目に、町長が認める者、もうこれ2,000円ではありますけれども、町長が認めていただいて、できるだけ支援していただけるような内容をつくっていただければというふうに要望したいと思います。

次に、お年寄りが元気で長生きできる環境づくりはどうなっているのでしょうか。

ノルディックなど、お金を出して委託されている事業については、事業者は、経営にかかるものですので、コロナ禍にあっても、あの手この手で何とか継続しています。しかし、いきいき百歳体操などは、自治公民館任せであるため、どうしてもコロナ禍を理由に休んだり、廃止したりのところもあるようですが、実態はどうなっているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。いきいき百歳体操は、現在、町内20か所で実施をされております。休止された期間はそれぞれ異なりますが、全ての団体が一定期間休止をされました。現在は、おおむねそれらの団体が再開をされておられます。コロナ禍を理由に、いきいき百歳体操を廃止された団体はございません。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。地域のつながりを切らせず、継続していけるための支援策はどうしてきたのでしょうか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。いきいき百歳体操につきましては、住民主体の活動であることから、実施の判断をそれぞれ行っていただいております。

感染の不安など、相談をお受けした場合には、活動される際の感染対策の留意点などをこちらのほうから助言をさせていただきました。

また、高齢者は、重症化のリスクが高いとされておりますので、町が実施する介護予防の教室なども中止の判断をせざるを得ない状況が続いた時期がございましたが、現在、様々な対策を行い、可能な限り継続することにより、高齢者の身体機能、認知機能の低下を防止してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。地域のつながりを保つためには、互いに顔を合わせ、話をし、交流を深めることが大切なことであると考えます。

現在、地域の活動における支援策といたしましては、地域の活性化を図るために交付しております自治公民館運営補助金がございます。しかしながら、コロナ禍において、交流を主とする活動への懸念が広がる中で、このような金銭的な支援策だけではなく、感染症対策を十分に行うことで活動を再開していただけるような啓発活動も必要であると感じております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほど、健康保険課長と社会教育課長の答弁をいただきました。

先ほどの答弁からして、地域のつながりをどうしたらいいのか、社会教育課としても地域自治公民館長へのアドバイスを行っていても、実行するのは自治公民館長の胸三寸だと私は思っております。

しかし、この間、社会教育課として、体育館の開放を含め、引き続いての健康・運動のできる環境を構築してきたことには、深く感謝を申し上げたいと思います。同時に、自治公民館長さんへの働きかけについても、かなり努力をされていることが、私は、打合せの中で分かってまいりました。

そこで、自治公民館長さんへお願いをしていただきたいと思います。私は、コロナに関しては、自己責任の範囲が大きいと思います。これまで、マスクを、消毒を、検温をと啓

発活動はなされ、ワクチン接種に関しても病院への協力をお願いし、中央公民館や健康づくりセンターなども行ってまいりました。万策尽きたと言っても、これ過言ではないと私は思っております。

一番気になるのは、飲酒をするとどうしても気が大きくなり、マスクを忘れ、大声で話をするなど、楽しさを優先してしまう人々がいることではないでしょうか。地域ではどうでしょうか。飲酒がなければ、ほぼほぼ活動再開をしても差し支えないと私は思います。地域のつながりをなくさないでほしい、そのためには怖がらず、対策を十分に行い、活動の再開をお願いできないでしょうか。これはどちらにも、健康保険課長にも社会教育課長にもお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。議員が今おっしゃられましたとおり、様々な活動が、これまでいろんな面で規制を受けてまいっております。そこから、アフターコロナという中で、社会経済活動の活性化、また、これまでと違う形で交流を深めていく必要があると認識しております。

様々なコロナ対策、おっしゃられましたような消毒、換気、マスクの着用等々は、これまでと何ら変わることはない中で、健康保険課、また町として、十分に、ここに気をつけてもらいたいというところをなるべくこれまで以上にお伝えできればと、その中で積極的に活動していただければというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。まず、具体的な啓発活動といたしましては、次年度におきましても、フレッシュグラウンド・ゴルフ大会、町スポーツ・レクリエーション祭、体力づくりミニバレーボール大会など、イベント等を計画してまいりますので、マスクの適切な着用や小まめな手洗いなど、基本的な感染防止対策を徹底していただくをお願いしながら、参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

併せまして、来年5月に開催予定でございます自治公民館連絡協議会総会、この総会におきましても、開催に当たり、マスクの適切な着用、手洗い、そして会場の十分な換気の実施など、基本的な感染防止対策を取り、開催する予定でございますが、この総会にて、先ほども申し上げました、マスクの適切な着用、手洗い、そして十分な換気の実施など、基本的な感染防止対策を取っていただいた上で、各自治公民館での活動、そして教育委員会が主催いたします各イベント等への参加をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） よろしくお伺いしたいと思います。

次に、農業者への安定経営実現のための施策についてはどうでしょうか。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。農業者の安定経営の実現のための施策に

ついてでございますが、農林水産省では、農業経営の安定化に向けた取組の推進としまして、収入保険の普及促進、利用拡大を図られておりますので、本町におきましても、今年度から収入保険の保険料に対しまして、助成を行うこととしております。

そのほか町単独の事業としまして、生分解マルチ購入者への助成や水田の重点水田作物助成など、また、キャベツ、ハクサイの作付や加工用米作付に対する助成、また新規就農された方には、機材購入に対する助成などを行っておりますが、このような事業で、また、農家の安定経営につながる取組を行っているところでございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 収入保険料への助成ということがありましたが、これは大体、具体的には、どれぐらいする予定なんですか。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。収入保険の保険料に対しまして、3分の1、本年度加入される方については、上限を5万円という形でしております。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。この啓発はどういうふうにもう既にされているんですね。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 申請先が農業共済組合になりますけれども、そちらと一緒に、農家の皆様をお願いしているところでございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。私は、農業者自身が自分の経営実態を正しく判断できることが大切だと思っております。農業簿記、作物をしっかりと作れる普及員的な職員を配置されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。普及員的な職員の配置についてでございますけれども、町の職員は定期異動もありまして、農業簿記や作物の作り方など、専門的な知識がある職員の配置はされておられません。ですので、農産物の生産技術や農業経営に関する普及指導活動を行っています児湯農業普及センターなどの関係機関と連携しながら、農家の方々からの相談には対応しているところでございます。

また、宮崎県が農業経営の様々な課題に対して、様々な分野の専門家による相談が無料で受けられる農業経営相談所を開設しております。それらを活用し、農家の方々の悩みを一緒に考え、解決策を見つけていきたいと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 農業というのは第1次産業なんですよ。だから、町内で重要な部分だと考えていただければ、できれば、児湯農業のそういう普及所に相談していただくのもよろしいんですが、できれば、高鍋町内で、高鍋町の実態に合わせたような、ちゃん

とした方がしっかりといらっしゃるといことが非常に大切じゃないかなというふうに思いますので、これはまた検討していただければというふうに思います。

少ない収穫量であっても、高く取引される作物を作ることが私は大切だと考えております。GAP認定がありますが、認定を受けるとどのくらいの高値で取引されるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。GAP認定についてでございますが、認定を受けているからといって特に価格に差が出るわけではなく、大手量販店などの取扱いで、GAP認定が条件になっていることが多く、取引に有利になるということでございます。

GAPに取り組むメリットとしましては、経営の改善がございます。GAPは農産物を差別化するための取組ではなく、誰もが農業を行う上で守るべき規範のようなものでございます。

GAPの取組を行うことによりまして、作業手順の標準化や効率化などが図られ、さらに安全性が確保され、その結果として、より良い農産物を作り出すことにつながりまして、そういったことから、量販店を含め、消費者からの高い信頼を得ることができるものと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） やはりGAPの認定のところを見に行かれた方から、本当にすごいですよねという話をされました。本当に、消毒するところから、機械の配置の問題から、機械に泥がついていないかとか、そういうことも含めて、しっかりとされているんですね。だから、そういうところに、やはりちゃんと県、そして町なりが、こういう方々にしっかりとサポートできるのはお金しかないと思うんですね。だから、本当に大手の量販店だけでなく、やっぱり高値で取引していただけるだけの、銘柄品というか、GAPの認定証があると思うんですね。だから、その認定証をやはりきっちりとしたマークというのが、その量販店に行くときにもつけてあるのかどうか確認させてください。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。GAP認証をされているというマークというものはないんですけれども、量販店、特に、宮崎市にも大きい量販店ございますけれども、そこはもうその取引しかしていませんという量販店がありますので、そこで安全性とか、先ほど言いましたけれども、信頼性の高い農産物であるという確認を消費者がしていただくということになると思います。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） その大手量販店だけに出荷するわけではないみたいですね、私、お話を聞いたら。そして、GAPの認定証みたいなのがしっかりとついていけば、それは

それでまた市場でも取引が高くなる可能性もあると思うんですね。だから、そういうのをやっぱり県のほうに要望していただければ、ありがたいなと思うんですけど、町長、どうでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。GAPにつきましては、私の認識では、というか、私も農業者でございますので、GAPは品質管理でございます。特に、グローバルGAPとJGAPとに分かれます。グローバルGAPを取っていることで、特に盛んであるヨーロッパに輸出ができると、ヨーロッパのほうはGAPを取得してないとなかなかできないと思います。JGAPの場合は、それほどのマークをつけたりしていくような規定というのはございません。これは、JASのマークは国ですけれども、GAPはJGAPのほうでやっていますので、それほどの規制はありません。

基本的に、私は、GAPというのは品質管理のために農家の方が自らの作業を標準化していく上で非常に重要なこととなります。そういう意味では、農家の方の差別化ですが、ある意味では、その農産物の差別化というのは、JAS認定のマークほどの差別化ではないという認識をしております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 確かに、町長が答弁されたとおりになんですよ。しかし、このGAP認定を受けるだけでも随分違うんですよ。やっぱり農家の人にとっては、大変なやっぱりことをクリアしないといけないというところがあるわけですよ。そういうところに、今、日本の農産物が輸出が物すごく多くなっていることは、多分御存じだろうと思うんですね。それは日本の農産物については、安全で安心で、よりまとまった形でしっかりと規格化されているということが、どうも外国の評価が高いみたいなんです。だから、そういうことから考えたときには、GAP認証についても、しっかりとこれは認定のマークをつけていくようにということを県にお願いできないものかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。先ほど申しましたけれども、安全・安心というと、JAS認定というのがございまして、有機農法に対する認定は、もう農水省が今推進しておりますので、その推移からすると、GAPの場合は、それほどのこの指定したりマークをつけるということまではいっておらないと認識しております。むしろ、農家の方、先ほど申しましたように、農家の方が、自らの作業、仕事を、品質管理を高めるための取組であると、もちろん、その取組をやっておられる農家に対する評価は、もちろん評価されるんですけども、表示をして、一般の消費者の方が認定するということまでいっていないのが状況です。もちろん、取引する先がGAP認定を求めるという場合は、もちろんあるとは認識しております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） そういうことなんですよ。問題は消費者。消費者が、それはGAP認定があるのを買ってくれるか、買ってくれないか、そういうところが問題だと思いますので、そこはまた考えていただければと思います。

さきの台風14号では、ハウスの被害が大きかったと聞き及んでおりますが、実態はどうだったでしょうか。先ほど議長に対する答弁でもありましたが、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。台風14号による農業関係の被害につきましては、農作物等の被害が36件、被害面積が約23ヘクタールと、被害額を試算したところ1,215万7,000円となっております。

農業施設等の被害が198件、被害額を試算したところ、6,803万円となっております。最も多かった被害が、風によるビニールハウスの被覆剥がれでございまして、118件、3,989万5,000円の被害となっております。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今回の補正予算でも出ております。やはり実態に即した対応はできてきたと考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。児湯農業改良普及センターやJA児湯と関係機関と連携しまして、被害状況の把握に努めております。

調査の結果、ビニールハウスの被害がとても多かったことから、今回、被覆材の処分費用につきまして助成することといたしました。

また、物価高騰対策としまして、1農家10万円を支給いたしますが、これには台風被害により、資材等を購入することとなったものなども考慮しておりますので、ぜひそのような費用に充てていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） なぜ、鳴野地区の田んぼは冠水したのか、お伺いしたいと思います。

その理由は、先ほど永友議長の質問に対してもお答えがあったんですけど、もう一度詳しい状況を説明してください。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。冠水の原因ですけど、台風により、小丸川の水位が高くなりまして、鳴野川への逆流が確認されたため、鳴野水門を閉鎖いたしました。そのことにより、鳴野川の河川が水位が上昇しまして、氾濫が起こったものと、冠水が起こったものと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 地区の農家の方に聞きましたら、とにかく水が玄関先まで来たので、慌てて役場に電話したと、水門を開けてくれて、ようやく水が引いて、家までは来なかったとおっしゃいました。水門の開閉についての基準はあるのかどうか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。数値による基準はございませんが、水が逆流している場合、水門を閉めまして、外水より内水の水位が高い状況が見込まれれば、水門を開くということになります。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私は、答弁にあったことをある程度予測していましたので、農家の方にお伺いしました。そのときに、農家の方がおっしゃるのには、風がやんですぐに来てくれれば、分かったはずだとおっしゃるんですね。そのところが、要するに、職員と農家の方の間のギャップがあるんですよ。というのは、やはり風がやんだときに、すぐに来ておいてくれれば、ああいうことにはならなかったというふうにおっしゃったんですね。見に来てくれれば。そうすると、そのときにどういう状況だったのかということ、私たちの声も聞いてもらえたとし、いろんなところの状況も見てもらえたんじゃないかと、なぜそのときに地域を回らなかったのかということが非常に気になるんですが、地域への調査というのは何時頃から始めたんですか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。一番最後に確認したのが、河川がピークになった12時頃だったと思います。風が収まった頃の5時に職員が向かいました。その前も何度か向かってみたんですけど、嶋野の水門は10号線からずっと堤防を通ります。もう非常に危ない、風が吹くと危ない状況ですので、なかなか行けませんでした。

また、明け方、5時前に倒木の撤去等に追われまして、若干遅れた部分ではありますが、もしすぐ河川が引いて、すぐ開けたとしても、冠水の範囲はそう変わらなかったものと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 地区の人から言わせれば、それは私たち議員と執行部の職員の言い訳だというふうにおっしゃったんですね。だから、そこは地域の方の立場に立って考えていただきたいということがございました。

新富町では、ハウス被害についての対応策、すみません、次です。自動開閉装置についてはどうか、何か所あり、どこどこにあるのか、また、自動開閉装置の基準はあるのか、お伺いしたいと思います。ごめんなさい。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。津波対策のフラップゲートがございまして、これが、小丸川に4か所、持田水門、中須樋管、古川樋管、宮越樋管にございます。

宮田川には2か所、宮田川樋管、宮田川第2樋管でございます。遠隔操作の水門が小丸川に2か所、鳴野水門、宮田川水門、宮田川に2か所、古川樋管、中鶴樋管でございます。

○議長（永友 良和） ここで、今、お昼になりましたので、まだ大分ありますので、内容がですね、一旦休憩したいと思いますので、13時10分より再開いたします。

午後0時01分休憩

午後1時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 鳴野水門については、どのような方向性が望ましいと考えておられるでしょうか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 鳴野の水門を閉じた場合は、自然排水ができませんので、強制排水できるポンプを設置することが望ましいと考えますが、当面は移動式ポンプが設置できないか、国、県に要望してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 移動式ポンプ、いわゆる可動式ポンプについては、国土交通省の中に可動式ポンプが多分たくさん来ていると思いますので、それを設置していただくように、これも町長からお願いしていただきたいと思います。

内水対策としては、今後、あと、どのような地区について関心を持ち、どのような対応が望まれるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。今回の台風では、家屋が浸水した被害はほとんど見られませんでした。以前の台風で浸水いたしました小丸出口地区、宮越、大池久保地区、中鶴地区や蓑江地区について、過去の浸水があったところを注視しながら対応していきたいと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） また、今回の台風では、大きな木が倒れて電線が切れ、停電となった地区があったようなんですが、あまたある大木についての対応策はあるのかどうかお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。木は所有者が管理して伐採していただいているところでございます。

電線にかかる木などにつきましては、九電、NTTのほうで所有者の了解を得て、木を切っていただいているところでございますが、所有者が不明な土地もあることから、対応に苦慮しているところでございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） できるだけ、大木については、九電のほうなりに大きな木があるところを把握していただき、対応していただけるようお願いしていただきたいと思ます。

次に、貧困の定義はあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。貧困の定義についてでございますが、貧困を定義する指標には幾つか種類がございます。

日本では、厚生労働省が行う国民生活基礎調査において、相対的貧困率を算出しております。

相対的貧困率とは、簡単にいうと、その国の生活水準と比べて貧しい生活をしている人の全体に占める割合を示しています。

国民の中間的所得の半分の額のところが貧困線と言われており、この貧困線に満たない所得の世帯が貧困と位置づけられております。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。非課税世帯についての基準はどうでしょうか。高鍋全体で世帯数はどれぐらいあるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。非課税世帯についての基準についてでございますが、今月から給付を開始しました電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、これが非課税世帯が対象になっていますので、こちらのことで対象者をお答えいたします。

本給付金につきましては、基準日、令和4年9月30日時点で高鍋町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯が対象となっております。

ただし、当該世帯が住民税非課税であっても、住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみから成る世帯は対象外となってしまいます。

今回のこの給付金の対象世帯数につきましては、11月21日時点で2,534世帯となっております。

非課税世帯で、その扶養になっている世帯については対象から外れますので、実際の非課税世帯については、これより多い世帯ということなのかと思います。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。いろんな事業を行うには、まず資金が必要です。高鍋町のふるさと納税の実態はどうなっているのでしょうか。総務省の基準変更に伴い、金額の落ち込みは激しいようです。都城や都農町と比較すると、比べものにはなりませんが、あそこは何があるからと言い訳がましいことを言うのはたやすいと考えます。そこを乗り越え、どうすれば基準をクリアできるのか、事業者はどのような努力がなされているのかお伺い

したいと思います。また、委託業者は変更されたようですが、どのような条件だったのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。本町のふるさと納税額の実態につきましては、平成29年度の25億6,916万円から、令和3年度では9億5,686万円と減少しております。これにつきましては、国の返礼品基準の変更による地場産品や返礼率等の見直しを、平成30年度から令和元年度にかけて段階的に行ったことなどが大きく影響しておるところです。

このような状況下での返礼品事業者の取組といたしましては、魅力的な商品の開発、旬の返礼品等を提供する定期便のメニュー化、需要に対応するための生産設備等整備など、様々な工夫や経営努力をされているところでございます。

ふるさと納税推進業務の委託先事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザルに応募のあった5者から、それぞれ事業提案を頂いたところでございますが、委託金額以外に魅力的なポータルサイトの構築や広報、宣伝の方法、リピーターを増やす工夫など、それぞれ特徴的な提案がございました。

審査の結果、現在の委託先であります株式会社サイバーレコードの提案が採択となりました。委託料につきましては、ふるさと納税寄附額の4%でございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） しかし、聞いたところ、委託業者はまた元の業者へ委託しているとのことをお聞きしましたが、これは事実でしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 現在の委託事業者のほうから以前の委託事業者へ返礼品提供事業者の対応など、業務の一部が再委託されております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。ふるさと納税額と基金積立てとなる金額をお知らせください。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。ふるさと納税と基金積立額の推移でございますが、平成29年度は、寄附額25億6,916万円で、積立額は6億2,360万円、平成30年度寄附額21億8,273万円で、積立額は3億2,300万円、令和元年度、寄附額16億1,492万円で、積立額は7億748万円、令和2年度では、寄附額12億356万円で、積立額5億9,357万円、令和3年度は、寄附額が9億5,686万円で、積立額が4億6,162万円となっております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 次に、企業立地補助についての考え方はどうでしょうか。なぜ、町内業者にも適用されているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。企業立地に関する奨励措置の対象事業者の要件でございますが、高鍋町企業立地奨励条例で定められておりまして、町外から新たに進出する企業と事業を拡大しようとする町内の企業のいずれに対しても、本条例が目的としております、本町における産業の振興及び雇用機会の拡大を図るための設備投資や新規雇用を奨励することとしているものでございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。まして、以前の松岡議員の質問に対して、南九州化学などに対しての固定資産税免除については、お礼のつもりであるということをおっしゃいました。

それでは、お伺いします。南九州化学、宝酒造、黒木本店など、常に固定資産税免除されている企業の従業員数、高鍋在住者、社会的責任の有無をお知らせください。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。只今申されました、各企業の令和3年度の事業報告によりますと、従業員数、町内在住者数につきましては、南九州化学工業株式会社が従業員数59名、うち町内在住者が20名、宝酒造株式会社が従業員数87名、うち町内在住者34名、株式会社黒木本店が従業員数40名、うち町内在住者24名となっております。

また、企業の社会的責任につきましては、企業経営の根幹において、企業が自発的活動として行うものという認識の下に、それぞれの企業において様々な活動が行われているものと承知しております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 具体的には。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 各企業で、地域の行事への協力でございますとか環境保全活動などに参加されていると承知しております。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。それにプラスさせていただきますが、基本的に、企業の社会的貢献はまず納税です。利益を出して税金を納める、産業立国、いろいろな産業の税金で国は成り立っています。共産圏の国でもそうです。

また、雇用ですね、たくさんの人を雇用する、納税と雇用、これが基本的な社会的な貢献です。その認識がないといけないということでございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 答弁で、社会的貢献の中で、納税のことがちゃんと地域政策課長のほうから答えられなかったもんだから、そのままスルーしてしまいました。

じゃあ、そこを、今、町長がお答えになったところを答えていただければと思っております。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 22 分休憩

.....
午後 1 時 25 分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。只今、御質問ございました、3社につきまして、納税の状況等、個別の企業ごとの税額等についてのお答えについては、差し控えさせていただきます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） じゃあ、町長の答弁、取り消してください。そんな議場で言えないようなことを答弁したらいけません。

そして、江戸時代は、商人たちの町並みについては自分たちで、道普請をはじめ全て行うことが決められていたようです。それが明治時代になると、社会的責任という名目ではありませんでした、やはり商業者にそれなりの負担が課せられていたようです。

企業立地補助をもらった企業について、社会的責任をお願いしているのは、井上商店だけなんですか。個人商店名を出して申し訳ないんですが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。御質問の内容、民間企業によります公共施設へのネーミングライツを事例に挙げられた御質問であるかと存じます。

企業の社会的責任につきましては、企業が自発的活動として行われるものでございまして、ネーミングライツだけが社会的責任であると言い難く、それぞれの企業が様々な取組により、社会に貢献されているものと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） できれば、そういう曖昧な答弁ではなく、明確な答弁をお願いしたいと思います。ほかの課長は全部明確な答弁をしてくれています。

企業立地補助は、町民の大切な税金から支払われているものです。その意識はしっかりと持っていていただいているものと思いますが、条例があるのだからもらって当たり前ということはないですね。確認だけ。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。企業立地奨励条例に基づきます奨励措置につきましては、本町における産業の振興及び雇用機会の拡大を図るための設備投資や新規雇用の増加を奨励するために設けられているものでございまして、その目的を達するために交付されるものと認識しております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほど人数を聞いたら分かりますよね。59名のうち20名、

87名のうち34名、40名のうち24名、半分以上、やっとクリアしているのは黒木本店だけということですね。まあ、いいですよ。

次に、住宅リフォーム事業に入りたいと思います。

まず現在、空き家はどのくらいの数に上っているかお伺いします。その内容は類別で分類してあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。お配りしております、令和2年5月に策定いたしました高鍋町空き家等対策計画で、空き家の数は315戸となっております。

空き家等の危険度別判定基準でAからDに分けられまして、すぐにでも利用可能なAが31戸、少しの修繕で利用可能なBが164戸、大きな修繕が必要なCが97戸、廃屋が23戸となっております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 高鍋町では新築物件は多いようですね。しかし、空き家が多くなっていることも事実だと思います。空き家となって、管理状況はどうなっているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。管理できていない空き家が多くなっている状況がありまして、適切に管理していただくように管理者に、写真をつけて文書で管理をお願いしているところでございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 特定空き家など、これはもう国の法律については答弁がありましたので、例えば、地域の中で放置されていることにより、落ち葉や枯れた枝が落ちて車に傷がついたという場合、これはどうなるのでしょうか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。被害者と加害者との話し合いになるものと考えています。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） その際、その持ち主が分からなければ、お話もできないと思うんですね。できれば空き家の持ち主について、地域の人にしっかりと管理できるように伝えられる個人情報の保護法を待たずにできることはないのか、方法はないのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。地域の方が管理していただけることとなれば、空き家の管理をお願いする文書を発送する際に、地域の人に連絡先を教えていいかなど、管理者に確認を取るなどの対応を行いまして、地域の方が管理できるようになるかと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） そうであればいい方法だと思いますので、できれば地域の人に管理していただくのがよいかということも併せて、今度、文書発行をお願いしたいと思いません。

空き家の固定資産税納入状況はどうでしょうか。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。先ほど町長が答弁をいたしました。固定資産税の納入状況につきましては、空き家であるとか、アパート、戸建てなど、それぞれで管理をしておりますので、空き家に特化した納入状況は把握をしております。

ただし、納付がない案件等につきまして調査等を行いますと、対象案件が空き家であるという場合もございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 住宅リフォーム事業を使うことで、私がよいことだと思うことは、相続などで受け取った土地・建物をリフォームし、借家とする、町はその管理運営を任せ、固定資産税、管理費等が頂ける環境をつくること、介護保険利用者などは住宅リフォームするときは手続が大変です。この事業を使うことで素早い対応ができること、合併浄化槽設置時において、この事業があれば、台所、トイレ、風呂場などの改修に予算を使えるなどのメリットがあると私は考えますが、どうでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。リフォーム事業に関しまして、類似事業といたしまして、本町では、町内の空き家を有効活用して移住定住促進及び地域の活性化を図ることを目的に、高鍋町空き家バンク事業を実施しているところでございます。

本事業において、売買または賃貸を行うこととなった場合に、空き家のリフォーム等に要する費用の一部補助も実施しておりますので、空き家の改修を行う際には、本事業の活用も検討いただきたいと思いますと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 税務課では、時折、宅地や住宅などが公売となっておりますが、これはどのような事案でしょうか。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。税務課で行っております公売等の案件でございますが、税務課では税等の滞納がある場合、法律に基づきまして、不動産の差押え、公売を行うことがございます。

これまで行ってきた不動産公売の中には、様々な理由で適切な管理がなされていない空き家等もあったところでございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 最初の答弁で、リフォーム事業についてはお願いはしているんですけれども、これは考えていただく、来年度の予算に考えていただくことというのは、答弁のとおりできるんでしょうか。どういった形でリフォーム事業をするのかどうかということも含めて、どういった形をつくっていかうと考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。リフォーム事業につきまして、今後、どのようなやり方がいかに検討してまいりたいと思いますが、まだ来年の予算では要綱等もつukらないといけませんので、来年はちょっとまだ難しいかと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 途中からでもいいですので、できるだけ早い段階でこの住宅リフォーム事業を立ち上げていただければというふうに思います。

国富や西都の調査は以前にさせていただき、金額についてもお知らせをいただきましたが、新人議員さんもおられますので、国富や西都の事業実態をお知らせいただければと思います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。本年6月の第2回定例会での一般質問答弁と重複する部分がございますが、御了承いただければと思います。

まず、西都市の事業についてでございますが、西都市住宅改修支援事業補助金でございます。持ち家で建築後10年以上経過している場合に、総工事費20万円以上の住宅改修を行う際、15万円を上限として、工事費の20%を西都商工会議所ギフト券で助成するという事業でございます。

次に、国富町の事業についてでございますが、国富町住宅改修等補助金でございます。総工事費10万円以上の住宅改修を行う場合に、こちらは10万円を上限として、工事費の20%を国富町共通商品券で助成する事業でございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） いろんな分野でこういったリフォーム事業をしていくとか、そういうことで事業者も助かる、そして我が家で介護をされている方についても、本当に使いやすい、使い勝手のいい事業となるということは、私、以前にも訴えましたけれども、そういうこともお考えいただいた、総合的に町長には判断をしていただければと思います。

町長、最後にお伺いします。町長と教育長の給与が高く設定されている理由は何だとお考えでしょうか。また、管理職手当があるのはどういう理由なのでしょう。

これは、朝日新聞の唐池恒二さんの「人・街づくり」に書かれていたものです。JRの観光列車開発にも関わられた方だそうですが、管理職手当は靴代だと思われ述べています。人々、いわゆる町民とコミュニケーションを取るためのものだそうです。

人と一緒に地域をつくる、人間関係をつくるのが「街づくり」だそうです。どんどん外に出て、いろんな人の話を聞く、それがまちづくりの基本だと私も思いますが、どういうことを考えていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。町長及び教育長の給料及び職員に対する管理職手当との意味での答弁とさせていただきますが、また、これは一般企業でも同じだと私は考えます。

給料につきましては、職責に応じて支給されるもので、管理職手当はその特殊性に応じて手当されるものと考えます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） じゃあ、この唐池恒二さんの「人・街づくり」、ちょっと読み上げさせていただきたいと思います。

管理職手当は何のためにあると思いますか。私は靴代だと思っています。例えば、駅社員を管理する駅長、駅長室に座ってばかりではいけません。構内に破れたポスターはないか、ベンチは壊れていないか、電気系統に不具合はないか、作業員の詰所を毎日回って様子を見る、皆元気にやっているかどうか。駅には砂利道もあります。1日に1万歩も歩けば、数か月で靴底が傷みます。

というふうに書いてあるんですね。だから、そういうことを役職、管理職手当を何に使いますかと聞いたところ、生活費という人もいれば、部下におごる飲み代と話す人もいました。

私が、管理職手当は靴代なんですと言うと、皆まじまじと自分の靴を眺めていました。中には、もっと高い靴を買えと受け取った人もいたようです。

私ですね、実は、この靴のことで話があります。本当に村田靴屋さんでは自分ところの靴を作っているらしいです。ぜひ村田さんの靴を見に行ってください。よろしくお願ひしたいと思います。

これで一般質問を終了します。

○議長（永友 良和） マイクを消毒するため、暫時休憩いたします。

午後1時39分休憩

.....

午後1時42分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、1番、日高正則議員の質問を許します。

○1番（日高 正則君） 1番、日高正則。1番、日高正則でございます。

まず、本日、傍聴に来られました皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今回の選挙におきまして、2期目の当選をさせていただきました。ありがとうございます。

す。今後4年間の任期中におきまして、私は3つの事項におきまして前進させていきたいと思っております。

まず1つ目は、農業生産支援であります。例えば、自然災害等の発生に、いち早く対応できる体制づくり及び営農生産活動等の支援であります。

2つ目に、町道の老朽化が進んでおりますので、町道の改修計画の提案を行っていききたいと思っております。

3つ目に、子育て・教育支援であります。若者が高鍋町に住みたいと思うような支援を今後提案していきたいと思っております。

それでは、通告に従ってお聞きしていきたいと思っております。

まず、台風14号の被害状況及び支援についてお伺いいたします。

9月18日に九州に接近、上陸した台風14号は、宮崎県においても多くの被害をもたらしました。

10月18日の宮崎日日新聞によりますと、高鍋町の被害状況は、倒損壊家屋34戸、床上浸水家屋1戸、床下浸水家屋ゼロ戸とのことであります。

河川の氾濫等、大きな被害はないように見受けられますが、農業面では、農業施設及び露地野菜等は大きな被害が出ています。私も、9月19日朝から施設野菜農家及び露地野菜農家、約40戸ほど回り、被害状況を確認しています。町長も被害状況を見ていただいておりますが、どのように思っておられるかお伺いします。

次に、新型コロナウイルス感染症のため、売上げが減少した町内事業者の窮状に鑑み、町内の特産品事業者支援に支障はないかお伺いします。

壇上より以上の質問をさせていただき、発言席から台風14号の被害状況及び支援についての中から、1つ目、本町の被害状況について及び今後の支援内容を伺います。

2つ目、災害に伴う基金創設について伺います。

次に、カンショにおけるヒルガオハモグリガ被害についての中から、1つ目、町内の被害状況について伺います。

2つ目、対策について、どのようなものがあるのか伺います。

3つ目、周知について、どのように考えておられるのか伺います。

次に、町内特産品送料無料キャンペーンについての中から、1つ目、町内経済の活性化策として登録店舗の店頭において、購入した特産品を町外へ発送する場合の送料を無料にする事業は考えられないか伺います。

2つ目、お中元、お歳暮期間の取組は考えられないか伺います。

以上の質問をさせていただきます。

○議長（永友 良和） ここでちょっと暫時休憩いたします。

午後1時47分休憩

.....

午後1時47分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

○1番（日高 正則君） すみません、「かや」という、倒損壊「かや」と言いましたが、「かおく」に訂正させていただきます。すみません。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず、台風14号における被害状況についてでございますが、農家の皆様の御苦勞は大変大きなものであると感じております。

永友議員の一般質問でもお答えさせていただきましたが、農家の皆様には1戸当たり10万円の給付を行い、何とかこの苦しい状況を乗り越えてもらいたいと考えております。

次に、特産品送料無料キャンペーンについてでございますが、本年度は新型コロナウイルス感染症による影響を受けている町内事業者を支援するための消費喚起事業として、2種類のプレミアム付商品券発行事業やキャッシュレスポイント還元事業を実施することとしたところでございます。

来年度以降の事業につきましては、商工関係団体とも協議を行い、予算額、事業効果なども勘案しながら、御提案の事業も含め、事業者支援としての消費喚起策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 1番、日高議員。

○1番（日高 正則君） 1番。今、町長のほうから答弁をしていただきました。

農家の窮状を理解して支援をしていただくことは、被害を受けた農家にとって大きな励みとなり、前向きになるのではないかと思います。

また、キャンペーンについては、費用対効果を検討することは大事だと思います。物価もますます高騰しておりますので、事業者はもちろん、町民のためにもなる支援を、町長、お願いをしたいと思います。

次に、町内の被害状況についてお伺いします。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○1番（日高 正則君） 台風14号の被害状況ですね、すみません。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。本質問に関しましては、永友議員や中村議員の答弁と同じになりますけれども、被害の状況につきましては、野菜・果樹の被害が35件、家畜の被害が1件、園芸施設被害が119件、畜産施設被害が73件、農業機械被害が6件の合計234件となっております。

また、被害総額につきましては、8,018万7,000円と試算をしております。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番。今、課長のほうから被害件数を聞きまして、園芸農家、畜産農家、それぞれ被害が多く発生していることが分かりました。

私は、木城町、新富町の支援内容を調べてきましたので、ちょっと永友議員はおっしゃ

らなかったんですけど、私はちょっと報告しておきたいというふうに思います。

まず、木城町の支援であります。

10月補正予算、名称「木城町農林畜産物価高騰緊急支援事業」、予算額2,330万円、経営体区分に応じた給付金10万円から30万円。コロナにおいて、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者に対する緊急支援を行うということですね。

内容としては、認定農業者以外、農畜産物販売額100万円以上、これ10万円。今、課長が言われた対策ですね、これは高鍋も一緒だと思う。それと別に、認定新規就農者、これが20万円。そして、これですね、個人は20万円ですけど、法人は30万円ですね。それと別に、林業経営体、個人が20万円、法人が30万円という、農業部門だけをちょっと調べてみました。木城町はそういう支援をしておるようです。

次に、新富町の支援であります。

まず、令和4年前期、今年の6月ですね、園芸農家に燃料高騰に対する支援事業、1戸当たり5万円を助成しております。それから、令和4年の10月臨時議会において、名称「農畜産事業者及び養鰻事業者への支援」、事業費6,250万円。

①農畜産業、養鰻事業に対する支援。原油や飼料等の高騰により影響を受けている新富町内に住所を有する販売農家等に一律10万円を給付する。

それから、②畑作・稲作を経営する販売農家に対する支援。肥料や資材高騰などの影響を受けている畑作・稲作を経営する新富町内に住所を有する販売農家に10アール当たり3,000円支援金、上限10万円を給付する。

それから、11月の臨時議会では、11月の25日ですね、①肥料価格高騰対策事業、これは国の事業ですけど、国が70%、県が15%、新富町が15%、この15%は町単事業であります。6月から10月に購入した分で、値上がり金額を補助しております。

そして、あと、②ビニールの処分費用を全額補助ということで、これは、今、政策課長が言われました、高鍋も対応しておると思うんですけど、以上、木城町、新富町の支援内容を報告しましたが、今後の支援内容をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。今後の支援内容についてでございますが、今回の一般会計補正予算（第8号）にも計上させていただきましたが、物価高騰緊急支援給付金事業として給付いたします10万円を、台風で被害を受けた資材にも活用していただきたいと考えております。

また、農業災害助成金としまして、台風14号における園芸施設の被害のうち、被覆資材の処分費について10アール当たり1,500円の助成を行うこととしております。

以上です。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番。今、課長の答弁をしていただきました。本当、農家の方々も生産意欲が向上するものと思います。ありがとうございます。

高鍋町の農家にも、木城町、新富町の農家より、それぞれ支援内容が農家に聞こえてきておるわけです。それに対して、高鍋町は他町に比べ、対応が遅いのではないかというのが、我々農家、議員と見られておる農家の人からいいますと、相当、私たち言われておるわけでございます。そういった支援を、どういった支援をしてくれるかということのを常に言われるわけです。

今後、永友議員、議長のほうも言われましたけど、今後に備える、災害時に敏速に対応できる体制づくりが私は大事になってくると思うわけでございます。

災害支援に伴う、基金といいますか、基金の創設は考えはないかということでお伺いしたいのですが、災害が起こらんほうがいいんですけど、いつ起こるか分からない、そして起こった場合、もう相当、やっぱり農家の方々も相当精神的にまいってしまいますので、私もずっと被害調査を見てみましたが、やっぱり私も本当の被害に遭ったら、精神的に折れてしまうということでもありますので、ここは早急なこう、何といいますか、対策は、町のほうから、こういうことではさすがということ、早急な言葉が農家の方々も欲しいと思うんですね。それがやっぱり遅いと、なかなか精神的にまいってしまいますので、そういったことを基金の創設というような形で何かできないかというふうに思いますが、そういう考えはないかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。農業災害の備えとして最も有効であると考えていますのは、まず、収入保険に加入していただくことだと考えております。

国も農家の安定的な経営のために、保険料や積立ての一部を負担するなど、加入促進を図っております。町といたしましても、加入の補助を行いまして、さらに加入率を上げ、農家の災害等の備えを強化していただきたいと考えております。

すぐに基金を創設するという考えは今のところございませんけれども、自然災害は全国的に被害が大変大きくなる傾向がございますので、検討していく課題の一つであると考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 今、さっきも私も言いましたけど、今の現状は補正予算の対応であるというふうに思っております。したがって、対応が3か月以上の期間を要しているというふうに思っております。なかなか農家としては待てない心境であるというふうに思いますので、ぜひこういった施策をひとつ前向きに検討していただきたいというふうに思います。よろしく、そこのところは、町長、よろしく願います。

次に、カンショにおけるヒルガオハモグリガの被害について、これ、皆さん、議員の方もですけど、初めて聞く名前、病気というか、そういうことであろうかと思っております。

これですね、生産者の方から私に直接会って言われたのが、ひとつ、これ、一般質問しよってくださいよって言われたんです。だから取り上げたんですけど、一応、ヒルガオ科

の説明ですね、これ、ヒルガオ科って何かなって思いやっといかんからですね、傍聴の方もおられますから、ちょっと調べてみました、私も。

ヒルガオ科の説明ですけど、朝顔、サツマイモなどを含む約50属1,200種から成り、熱帯・亜熱帯を中心に世界的に分布する。日本には5属10種ほどが自生するという事で調べてみました。そういうことですね。

まず、生態は年に約10回発生すると、成虫で越冬し、翌春、ヒルガオ科の植物上で一、二回発生し、サツマイモへも移動する。1雌当たりの産卵数は約100粒の卵、25℃条件下では、卵が5日、幼虫は10日、サナギ4日程度を要する。本州、四国、九州に分布するが、特に南九州での発生が問題となるということですね。

それから、被害ですけど、幼虫が葉を食害すると、若齢幼虫は、葉内を線状に潜行し、中老齢幼虫になると表皮のみを残して面状に摂食するため、食害部は半透明となる。腹の端ですね、これを外に出して排ふんするので、食入孔の周囲に黒い塊が見えると。老熟すると葉内から出て茎や葉に糸を張りサナギ化すると。甚大な被害を受けると葉は赤茶け、糸で覆われるため、圃場外からでも被害を判別できる。

春先の苗床や早植栽培の4月から5月に被害が散見されるが、その後は少なく8月以降に発生量、被害が急激に増加する。

なお、発生量の年次間差及び圃場間差は大きいと。

以上、生態と被害について述べましたが、発生している農家から聞き取りをしましたら、10アール当たりの基準収量は、カンショは10アール当たり3トンですよ、基準収量は。ですが、この被害が発生すると収量が約500キログラム以上落ち込むと、金額にしますと、現在の取引価格からしますと、約4万円以上減収金額となるとのことでした。

ほかの圃場に被害が広がりますと相当な収量減となり、農家には大きな痛手となります。そこで、町内の被害状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。児湯農業改良普及センターを通じまして、県病虫害防除・肥料センターに問合せをしたんですけども、現在、串間市などの南那珂地域での発生は確認しているとのことでした。町内など、児湯郡内での発生情報は、今のところ直接は入ってきておりません。

以上です。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番。今、課長が児湯郡内では発生はないということでございますけど、実際、高鍋町で2戸ほど発生しておりまして、そういう報告を私は受けております。そこは申し添えておきます。

これ、私、これを勉強しよって、令和2年、うちの地区、羽根田ですけど、私、50アールのカンショ畑でこのような症状が出たんですね、令和2年、2年前ですね。全然分からなかったんですけど、これを勉強しよるときに、ああ、これじゃねかったつかな

あとということで、そのときの50アールの症状は、もう散々だったですね。葉がもう1枚もなく、赤褐色になって、一遍に。もちろん葉がなくなるということは、収量が激減ですよ。相当被害があったと思います。

その農家に私もこの前、連絡を取ったんですよ。やっぱり農家は分からなかったんですね、これ。ああ、これだったなあと思っておるわけでございます。そういうことで、2年前からあったんだなというふうに、今、感じておるところでございます。

次に、対策って、どのようなものがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。防除対策としましては、4点ございます。

まず、1点目に、多発すると防除が困難になるため、初期の段階での防除に努めること、2点目に、被害が急速に進むので、被害の葉っぱが出始めたら速やかに防除を行うこと、3点目に、多発時には1週間置きに2～3回の薬剤を散布すること、4点目に、苗床で発生し、被害が広がる可能性があるので、健全な苗を定植することとされております。

以上です。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番。今、課長の答弁のとおりの方法であると私も認識しております。そういうことであろうかと思えます。

それで、現在町内での発生農家が実在している状況でありますから、サツマイモ基腐病のように、これが拡大しないような努力が私は必要であると思えます。周知について、どのように考えておるかお伺いしたいんですけど、やはりこの前、台風14号が発生しまして、この前、カンショの取引業者ですね、で、ちょうど、私、話をしましたら、台風14号が発生して、鹿児島県、相当、基腐れがはびこったそうです。したがって、原料が、相当減収で、特に黄金千貫、これが非常に不足しているという、ちゅうことは焼酎用の原料が少ないんですよ。

で、皆さん知っておられる、霧島酒造ですよ。これ、100%という目標があれば、7割ぐらいしか確保されていないという状況でございます。非常に減量が、そういうことで、基腐れが台風14号で相当また広がったということを聞いたわけでございます。

したがって、これは言い換えると、宮崎県には、こんなこと言うといかんとですけど、非常にいいわけですよ、単価も上がって。今年はカンショが、相当収量が、宮崎県は3トンが基準ですけど、これが3トン500、4トン取れておるわけでございますから、そして価格がいいということは、収入がそれだけ上がっているわけですよ。

そういうことでございますので、そういうことでもいいわけですけど、この病気が、基腐れのように拡大しないような努力が必要であるということでございます。思っております。

それで、周知について、どのように考えておるかお伺いします。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。県病虫害防除・肥料センターから、ヒル

ガオハモグリガの発生予報や防除情報、注意報などは現在発表されておりませんが、今後、町内で被害が増えるようであれば、普及センターや県病虫害防除・肥料センターからの情報を基に、農協など関係機関と連携しまして、速やかに周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番。今、課長が言われましたが、一応、私としては、このパンフレット等を作成してもらって、毎月1回、児湯農協が情報紙を発行しております。それに差し込む形で周知をしていただきたいと思います。ほいで、農協のその児湯情報紙に差し込めば、こんなこと言ったらいかんですけど、発送料金も要らんから非常にいいと思うんです。そして、100%農家に情報がいきますから、そういうことをちょっと農協のほうとも、課長、連携を取っていただきたいというふうに思います。この病気が発生しない、拡大しないようにということをお願いをしたいと思います。

次に、町内特産品送料無料キャンペーンについて、このことについて、町民の方から、他町でも送料無料事業を行っているとの話が寄せられ、今回、質問をすることにしました。新富町、川南町で取組をしている事例がありましたので、述べてみます。

まず、新富町は、名称「新富町学生応援セット事業」、趣旨、親元を離れ県外で頑張っている学生、他県の大学生、専門学校生等に無料で新型コロナウイルスに負けるな応援セットを送ると。申込み対象者は、新富町に帰省ができない他県の大学、専門学校に通う学生がいる新富在住の保護者。4番目、応援セット内容、新米5キロ、焼肉セット、卵20個、季節の野菜、お茶、醤油（卵かけ御飯用）、1万円相当ですね、これを町が補助するわけですね。そして、送料は町民負担ということで、これ、実施期間が令和2年の8月、1か月間やっていますね。つまり、商品1万円相当を新富町が補助し、送料を購入者が負担するというをやっております。

そして次に、川南町の事例を調べてみました。

名称は、「町内特産品送料無料キャンペーン」、令和2年度から実施しております。現在もやっています。趣旨、新型コロナウイルスの影響を受ける町内経済の活性化策として、登録店舗の店頭において購入された特産品を町外へ発送する場合の送料を無料にする。内容、特産品、町内で栽培または採取した商品及び製造または加工した商品。事業者、町内に事業を有する法人、その他の団体または個人事業者。3番目、登録店舗、町長の承認を受けた事業者、川南町、これ、69店舗あるわけですね。そして、配送事業者、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社及び日本郵便株式会社。

以上、事業の内容を説明しましたが、担当者から話を伺いました。で、川南町に行ってきました。政策推進課がやっているんですね。開口一番、あそこの課長補佐が私に、これはとてもよい事業ですと、自信満々に私に語りかけてきました。そして、この事業で売上げが7,500万円以上伸びたということでもあります。つまり、7,500万円以上売上げが伸びれば、これは税務課長も喜ぶと思うんですね。本当は、令和2年1年間で終了す

るということでありましたが、町民の方々から続けてほしいという要望が多数寄せられて、現在に至っておるわけでございます。

そこで、町内経済の活性化策として、登録店舗の店頭において購入した特産品を、町外へ発送する場合の送料を無料にする事業は考えられないかお伺いします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。来年度以降につきましても、事業者支援の側面から消費喚起対策が必要になることが予想されておりますので、御提案の事業も参考にさせていただきながら、商工関係団体とも協議を行い、対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番。これまでプレミアム商品券の事業もありましたが、確かに消費喚起にはなっております。これだけでは事業者支援、確かに消費喚起にはなりますけれども、これだけでは事業者支援、地域経済の活性化を目指すならば、何といたしますか、不十分だと考えます。より効果的な取組を検討いただき、早急の実施をお願いしたいというふうに思います。

次に、担当者の話の中で、私は年間を通じての事業では支援金額が多額になるので、日本の慣習として、お中元、お歳暮の期間でよいと思うのですがと、その課長補佐に話しましたら、それが一番いい話ですよとされました。

そこで、お中元、お歳暮期間の取組は考えられないかお伺いします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。先ほどの御質問の中にもございましたとおり、消費喚起や経済の活性化に効果的に取り組むという視点からも、事業の実施時期についても併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番。今、課長の答弁も、初めて私もこういう質問をいたしました。高鍋にも、川南は69店舗でしたけど、高鍋やったら200店舗以上になると思うんで、もちろん、お金が要りますね。川南町、金額、言いませんでしたが、この事業に4,000万円、毎年使っているんですよ。もちろん、川南町もプレミアム商品券やらやっていますよ。じゃけど、4,000万円これにつき込んで、そんげして言うといかんですけど、課長補佐やら、自信満々で笑顔で私に語りかけてきました。一生懸命、いい事業やということ自信満々だったんですけど、先ほど言いましたけど。そういうことで、今後、ちょっと町長もひとつ、こういうところの事業も考えてもらうといいかなと思っております。関係団体と協議をいただきまして、事業者支援、経済の活性化に効果的な事業の実施をお願いしたいと思っております。

以上3項目の質問を行いましたけど、今後はいろいろな分野を質問させていただきたいと思っております。

これで、1番、日高正則、一般質問を終わります。

○議長（永友 良和） これで、日高正則議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。2時30分より再開いたします。

午後2時19分休憩

.....
午後2時30分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、5番、春成勇議員の質問を許します。

○5番（春成 勇君） 5番。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

小丸川河川について。

竹鳩橋の現状について。

竹鳩橋の架け替えのことは、たくさんの議員が今まで質問しております。私も、平成28年9月に質問しています。また、その前にも質問をしております。そのときの答弁では、高鍋地区道路検討会や国や県の担当者と協議しているとの答弁でしたが、現在の状況について、町長に答弁願います。

あとの質問は、発言者席にて伺います。

質問内容といたしまして、台風14号で鳴野地区や老瀬地区が浸水したようだが、状況について。

次に、台風14号では、河川の増水により避難された人がいたようだが、避難場所の状況について。

次に、新型コロナウイルス感染症について。

第8波では感染者が多くなっているが、町内の現状とその対応はどのようにしているのか。

ワクチン接種について、現在の接種体制と今後はどうなるのか。

コロナ対応の避難場所はあるのか。

次に、駅舎及び駅周辺の事業について。

現在の進捗状況について。

次に、町道及び里道について。

9月議会で意見を述べましたが、雲雀山地区で車がバウンドする横断側溝について、その後の検討はどうなっているのか。

大平寺線の道路管理について。

内野々・新山線の道路管理について。

樋渡地区の里道の道路の管理について。

以上、発言者席にて伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

竹鳩橋についてでございますが、竹鳩橋の架け替えが実現するよう、先日、竹鳩橋等整備促進期成同盟会総会を開催し、川南町、木城町と活発な意見交換を行ったところでございます。事業実現のため、あらゆる方法を模索しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。期成同盟会では、最近あったと思いますけど、町長、何か内容知ってますか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。先日、期成同盟会を行いました。そのとき、御挨拶の中で、この歴史的背景と私の考えをお伝えさせての期成同盟会で行いました。

まず、議員のみなさん、新しい方が多いと思いますし、また町民の方もこの経緯については御存じない方もいるだろうということで、話を進めました。

現在の竹鳩橋は、昭和34年に設立されています。もう63年が経過しているということです。これ、いろんな台風の中で、あの橋は何とか生き延びているということです。それで、あの橋を大きい橋じゃなくて二車線として広げられないかという、河川障害物として、それは無理だということです。今の橋が壊れたら現況のまま、また建てるということになるだろうという話があります。

それから、これは一つ置いておきます。これ、大事なのが、昭和61年に江藤隆美建設大臣が大臣になられていて、竹鳩橋建て替えを要望する、臼杵町長のときでございますが、要望されております。これも認識しておかねばなりません。

それからまた、新山唐木戸線を防衛省補助で整備を開始するというので整備がありました。そのときに、事業期間中に竹鳩橋までの延長を提示するも不採用ということであったというのも、ひとつこれ、うまくいきませんでした。

それから、平成4年、高鍋インターチェンジですね、高速道路、アクセス道路ルートの協議が行われました。そして、平成6年、1994年です、小丸大橋と、これは県道です、県道だと、小丸大橋、それと竹鳩橋、このルートをどちらを選ぶかの協議があったんです。で、老朽化による通行規制中の小丸大橋ですね、県道ルートに決定したんです。

これ、県道だったんですね。なぜあそこに設定したかです。もし、竹鳩橋に設定していれば、もうできてたんです。じゃあ、なぜ小丸大橋に設定されたかというのが、これが江藤隆美建設大臣との当時、臼杵町長との話し合いがあったと思います。後出てきますけれども、県営ふるさと農道緊急整備事業というのがあって、あそこを農道で建てる、農道で造ろうという提案を、江藤先生もそれで推し進められました。

ですから、一挙両得といいますか、小丸大橋ですね、バスは通ったんですが、大型の車両が通行禁止になっていた状態で、あれを建て替える、インターの接続道路として。で、

竹鳩橋は農道として建て替える、これ、両方いけるという話になったんですけれども、残念ながら、平成13年に事業、ふるさと農道としての事業が採択に至らなかったんです。これは、県の事業があったと思います。あるいは、これ、想定ですけど、その当時の国会議員の方と知事との確執もあったというせいでもあるかもしれません。

大臣が相談なく進められていたというのを、私も後から聞いておりますが、確実な話じゃないですけど、そのようないきさつがあって農道として認めなかったんです。ですから、小丸橋のインターチェンジの道ができて、これは県道だったんですね。そして、竹鳩橋、農道でできるはずの橋ができなかったんです。それ以後、平成9年には、竹鳩橋等整備促進期成同盟会ができました、何とか建てようと。それもつくってからもう25年が過ぎていくということですね。

県議会の一般質問で、県に整備を質問する、あるいは商工会議所の連合会でも県道の格上げができないかということで質問がありますが、県土整備部長は、高鍋町は県代行の事業の採択要件に該当しない、あるいは現時点で県道昇格は困難、このときに言われる、私、行きたんび2回言われたというのは、この小丸橋を選定したときに、竹鳩橋は町でやると言ったじゃないですかと言われます。それは、農道ができるという確信があったからですね。

それから、その後、平成22年に九州自動車道が高鍋町のインターチェンジとして開通します。その間に消防署ができ、そして海老原総合病院もあの両岸にできているわけです。

そして、平成25年、2013年に、衆議院の予算委員会、8分科会で公明党の濱地議員が竹鳩橋について質問し、国の補助、55%補助しますよということにはなったわけでございます。

この25年の採択になった話の8月には、当時の町長は、町が主体で架け替えを行う方針をやはり県庁で言っておられるんですね。様々な困難の中で、やはり二度、私が言っても言われたんですね、今年の初めです、今の県土整備部長に。二度、町でやると言ったじゃないですかということをおっしゃいます。記憶がずっと残っております。

平成25年の11月にも、もう一度、竹鳩橋の建て替えですね、要望です。農道も駄目だったからですね。財政支援を前提に町が主体で整備すると聞いているという答えがここでも上がってきています。その答えは、私どもが要望するたんび、その答えがずっと来ます。ある意味で、この、そういう発言がいいかどうか分かりませんが、ボタンの掛け違い、一挙両得がいかなかったわけです。農道が採択されなかったというのがずっと尾を引いて、竹鳩橋は高鍋と、対岸も高鍋であると、両方高鍋という、これがもし対岸が木城、川南なら県道としての考え方もあるが、今のままではあり得ないということを何度も言われております。

そして、様々な要望をずっと毎年繰り返すうちに、令和3年度に竹鳩橋のレスキュー道路、これを防衛省にお願いしました。これは、来られるたびに、もうはっきり言います、内定しますということをおっしゃっています。レスキュー道路採択は前向きに検討すると言わ

れ、神祭野坂、あれもレスキュー道路ですので、令和8年に完成する予定ですので、その後ですということも言われておりますので、その経過をお話しして2つだと、今までは県道昇格ばかり言っていたけど、県道昇格、厳しいんだと、過去の経緯から見てもなかなかできないということでした。

ほいで、県道にもしなつたとして、木城町にある高城橋、あれが半渡町長が言うには、125番目か170番目の間だそうです。県道で今度橋が建て替えられるんです。これはもう何年先か分からないと半渡町長は言っておられます。

今度、竹鳩橋をもし県道に昇格されるとしても、これ、何年先か分かりません。もちろん、政治力で早めることは可能かもしれませんが、そのことも認識しておかねばなりません。ですから、県道昇格、それともう一つは、二度発言されたように、町でやりますという、7割、レスキュー道路として補助があるなら、これはもう皆さんと合意の上で、竹鳩橋は町でやろうと、そして木城町、川南町の支援ももらえるならもらうような形が必要なんではないか、それも橋の建て替えが始まって、これ、20年かかると、県が計算しますと、相当先の話になるということをお話を我々は認識しておかねばならないと。もし、竹鳩橋が立派な橋になれば、木城町、川南はもちろん、竹鳩、元の下あるいは小丸出口、川田、老瀬、木ノ瀬その地域まで経済的な様々な効果が生まれるだろうということは想定できます。ただ、20年以上はかかるということをお話を認識しておかねば……、2つの選択です。県道昇格を要望し続けて、無駄なままで終わるか、町でやると、7割補助を。で、20年間のシミュレーション、財政的な負担のシミュレーションももういろいろ計算もしておりますので、その選択をするのは我々の世代、我々のときであろうというふうに思うと、そのような発言をさせていただいたことを、この歴史的な背景とともにお伝えしておきます。

以上です。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。只今、町長の答弁を伺って、大変なことだと思っております。

地元住民や通行の子どもたちの安全性の確保や東児湯消防からの消防車両や緊急車両の利便性の向上を図るために、この橋は必要な橋ではないかと思えます。竹鳩橋の架け替えを実現していただくために努力していただきたいと思えます。

次に、台風14号で鳴野地区や老瀬地区が浸水したようだが、状況を伺います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。老瀬地区で家屋の浸水被害が1件、鳴野持田地区は住宅の浸水はございませんでしたが、道路、農地の冠水、介護施設の浸水被害などがございました。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。台風14号による浸水被害は防ぐことができなかったのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。老瀬地区におきましては、小丸川の河川の水位が上がったことによる浸水被害でございまして、あそこは無堤地区、堤防がないところでございますので、被害は防げなかったものと思われま。

鳴野持田地区につきましても、逆流を防ぐため、鳴野の水門を閉めましたので、強制排水ができないため被害を防ぐことができなかったと思われま。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。老瀬地区は、高鍋町水道の水源地があります。その水源地に濁流が越流すると町水道が使えなくなります。同じ小丸川河川水域にある木城町とも協議などしていただきながら、浸水を防ぐ方策を考えていただきたいと思います。

次に、この台風14号における河川の増水による避難所の避難状況についてお伺いします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。台風14号接近に伴う避難所開設につきましては、9月17日土曜日に、町体育館、井上商店スポーツセンター総合体育館、東児湯消防組合及び農業大学の4か所を、翌18日日曜日には、民間事業所である南薩食鳥株式会社宮崎工場、ホテル四季亭及び高鍋信用金庫の3か所を開設いたしました。

18日24時の時点で最大390世帯902名の方が避難をされ、19日月曜日の8時に全ての避難所を閉鎖いたしました。

今後も民間事業者等と連携を図り、住民の避難先の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。只今の答弁では、避難所は7か所ということでしたが、7か所の避難世帯数と人数についてお伺いします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。町体育館が47世帯78名、総合体育館182世帯411名、東児湯消防組合22世帯56名、農業大学50世帯99名、南薩食鳥14世帯32名、ホテル四季亭38世帯109名、高鍋信用金庫31世帯99名。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。避難した町民から、避難所での備品が足りなかったと声を聞いております。災害も季節は問えません。暑さ寒さもどちらにも対応できるように備えていただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症について。

発生して4年目を迎えようとしている今、第8波を迎えて、町内の現状と対応をお伺い

します。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課長。町内の現状についてでございますが、9月26日以降、全国一律で感染者数の全数把握が簡略化されております。保健所管轄区域単位のみでの感染者数が報告されるため、現在、町内の感染状況は把握しておりません。

町といたしましては、オミクロン株に対応したワクチン接種の実施、町のホームページ、また、来院等によります感染対策についてのお問い合わせなどを継続して行っているところでございます。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。ワクチン接種は、早い人で5回目の案内が来ておりますが、1回目から5回目までのそれぞれの接種者数をお教えてください。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 12月18日現在の接種人数のお答えとなります。1回目から5回目までとなります。

1回目が接種人数1万5,924人、2回目が1万5,822人、3回目が1万2,957人、4回目が8,888人、5回目が4,237人。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。感染者数はなかなかゼロにはならず、今後も災害が起こったときは同じ避難所で避難することを躊躇する避難者もおられると思います。コロナ感染症の感染者に対する避難所はどうなっているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。新型コロナウイルス感染症の感染により、自宅療養中の方に対する避難所につきましては、一般の住民とは別に、専用の避難所を開設し、対応しております。感染者のプライバシー保護のため、場所は非公開としておりますが、保健所を通して避難が必要な場合には、避難前に総務課へ連絡するようお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。駅舎及び駅周辺の事業について、駅舎改修の進捗状況についてお伺いします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。駅舎改修の進捗状況についてでございますが、本年度は改修工事に当たりJR九州の鉄道事業関連機材の工事方法を変更することとしたため、令和3年度に作成いたしました高鍋駅舎改修工事の実施設計の一部変更を行ったところでございます。

次年度以降につきまして、現時点では令和5年度にJR関連機器の支障移転工事、NTT施設の移転工事のほか、資金計画や本体工事の契約を行いまして、令和6年度に本体工事に着手していくスケジュールを予定しているところでございます。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。高鍋駅にエレベーターを設置することはできないのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。失礼しました。高鍋駅にエレベーターを設置することはできないかについてでございますが、エレベーターを設置するには、跨線橋に設置することとなりますが、跨線橋につきましては、JR九州所有でございますので、JR九州との協議が必要でございます。

毎年、JR九州本社において、県、市町村等で構成する宮崎県鉄道整備促進期成同盟会からJR九州へ要望を行っておりますが、その中で、私がエレベーター設置を含む高鍋駅のバリアフリー化の要望を行っております。

国の補助では、1日の乗降客数が3,000人以上の駅が対象であり、高鍋駅は令和3年度実績で1,424人ということで、対象外となるということでございますが、これまでも2,000人未満の駅をバリアフリー化したところもあるということでございますので、バリアフリー化の方法等、実現に向けてJR九州と協議を続けてまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。今のエレベーターの件なんですけど、やはり皆さんの希望がたくさんあります。JR九州との協議によって、そこをぜひとも、エレベーターをつけていただきたいと思います。

次に、高鍋駅のロータリーにモニュメントを設置するようなんですけど、その意図を教えてくださいたいと思います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。高鍋駅前ロータリーへのモニュメント設置につきましては、高鍋町観光協会が中心となり、蚊口地区の住民の御理解、御協力を得ながら設置されるものでございます。

駅舎の改修と併せて実施することで、高鍋駅周辺の活性化に寄与する目的と伺っております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。モニュメントの完成時期はいつ頃になるのでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。令和4年度中に完成すると伺っております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。町道及び里道について、9月議会で雲雀山地区において横断側溝に車がバウンドすることによる音や振動で、特に深夜はその音で眠れないと近隣住民が悩んでおられるので対応していただきたいと意見を述べております。この件について検討されているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。雲雀山の道路につきましては、意見のあった後、現地に行きまして段差を確認したところでございます。段差解消のために現在工事の発注準備をしているところでございます。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。よろしくお祈いします。

町道大平寺線の道路管理についてお伺いします。

町道大平寺線は、150メートルぐらい草や雑木が車道に覆いかぶさり、通行できない状態になっております。町道管理はどうなっているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。現地を確認しましたところ、確かに長年、人が通っておらず、樹木や草などで車が通れない状況を確認しました。

地元の方に伺ったところ、集落周辺は通行できるようにしてほしいということでしたので、予算の範囲内で対応してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。町道内野々新山線も、約250メートルぐらい雑草や雑木が車道に覆いかぶさって通行できない状況にあります。こちらの管理もどうなっているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。お尋ねの町道は、通常、あまり一般の通行はほとんどなくて、迂回路もあることから現在に至っておりますが、先日、地元からもどうにか通れるようにしてほしいということもありましたので、これも予算の範囲内で対応してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。次に、樋渡地区の里道管理についてお伺いします。

樋渡地区の里道は、モナコパチンコ駐車場の南側にあり、3階建てのアパートの間に挟まれた里道です。この3階建てのアパートは長年入居者がおらず、人の往来がないため雑草が生い茂っております。今年、役場職員が草刈りを行いました。今後の対応についてお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。確かに、あの樋渡のアパートの隣は通行

がないために草等が生えております。樋渡地区に限られる里道につきましては、町で管理を行っております。全てに対応することは非常に難しい状況ではございますが、今後も可能な限り適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 5番、春成勇議員。

○5番（春成 勇君） 5番。以上で質問を終わります。

○議長（永友 良和） これで、春成勇議員の一般質問を終わります。

○議長（永友 良和） お諮りいたします。本日の会議はここまでとし、加藤秀文議員からの一般質問は、明日20日に延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

午後2時59分延会
